【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2021年12月22日提出

【計算期間】第16特定期間(自 2021年3月23日至 2021年9月22日)【ファンド名】MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替

ヘッジあり

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替

ヘッジなし

【発行者名】 アセットマネジメント〇 n e 株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-6774-5100

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、主として米国好配当株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)への投資を通じて、米国の株式に投資を 行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

. 米国の株式を主要投資対象とします。

米国の金融商品取引所に上場している株式の中から、配当利回りのほか、ファンダメンタル ズ分析による収益・配当成長予測等を勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

普通株式以外に、米国の金融商品取引所に上場している優先株式、REIT(優先REITを含みます。)およびMLP等にも投資する場合があります。

<優先株式・REIT・MLPについて>

| 優先株式 | 優先株式は、普通株式に比べて、配当金や会社の残余財産を優先的に受け取れる等、投資家にとって優先的な権利を有する株式です。一方で、会社の経営に参加する権利(議決権)については一般的に制限されています。 |
|------|--|
| REIT | REIT (Real Estate Investment Trust:不動産投資信託)は、投資家から資金を集め、不動産等に投資を行い、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当します。 優先REIT (株式における優先株式に該当します。)も投資対象とします。 |
| MLP | MLP(Master Limited Partnership)は、米国で行われている共同投資事業形態のひとつです。MLPの多くは、エネルギーや天然資源に関連する事業を行い、一般的に総所得の大部分を分配します。 一般的なMLPは、MLP特有の税制が適用され投資家(ファンド)が税務申告を行う必要がありますが、各ファンドでは、通常の株式と同様の税制(配当金に対する源泉分離課税のみ)が適用されるMLPに原則として投資します。 |

株式等の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

. 運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが行います。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関する権限)をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントについて

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2021年6月末現在、グループ全体で約2兆930億米ドル(約231兆円*)の資産を受託しています。*1米ドル=110.58円(2021年6月30日現在)で円換算。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーは、米国ニューヨークに本拠を構えるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントグループの運用会社で、グループのネットワークも活用してマザーファンドの運用を行います。

個別銘柄選択を重視した運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

. 「為替ヘッジあり」と、「為替ヘッジなし」のいずれかを選択いただけます。

「為替ヘッジあり」では、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたってはヘッジコストがかかることがあります。

「為替ヘッジなし」では、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いません。 そのため、基準価額は為替変動の影響を直接受けます。

. 毎月22日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益分配を行うことを目指します。

各ファンドは、それぞれ3,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり」

「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし」

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) |
|---------|------------|------------------------|
| 単位型 | 国内 | 株 式 債 券 |
| 追加型 | 海 外 内 外 | 不動産投信 その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注)各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

| 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産 とともに運用されるファンドをいう。 |
|-----|--|
| 海外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質 的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質 的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

<属性区分>

・属性区分表

「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり」

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|--|---|---|
| 株一大中債一公社そク(不 そ (資 (資 産 配 分 で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 (| グローバル 日本 北米 欧アオ中ア ア 中でフ 近中 マーズ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ 為替へッジ ² あり (フルヘッジ) ³ なし |

- 1 「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり」が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。
- 2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- 3 「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり」は外貨建資産への投資にあたって、為替フルヘッジを原則にしています。
- (注)「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり」が該当する属性区分を網掛け表示 しています。

「MHAM米国好配当株式ファンド (毎月決算型)為替ヘッジなし」

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--|--|---|---|
| 株一大中債一公社そク(不そ(資(資)の)が、できる。 (ででででででででででででででででできる。) 大学の はん ででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 (| グロ本北欧アオ中ア中(エーバルのアオ中ア・近中マン・カー・アン・カー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー | ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ 為替ヘッジ ² あり (なし |
| 只住他刀叉丈王 | | 1 | |

- 1 「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし」が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。
- 2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- (注)「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし」が該当する属性区分を網掛け表示 しています。

・属性区分定義

| その他資産 (投資信託証券) | 目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。 |
|----------------|---|
| 株式・一般 | 目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 |
| 年12回(毎月) | 目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 北米 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジあり | 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産 に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

- (注1)商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2)各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

(注3)各ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。 したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2)【ファンドの沿革】

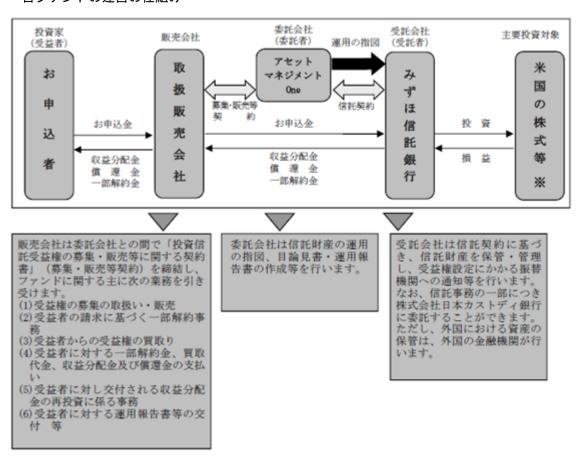
2013年9月26日 信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセット

マネジメントOne株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

各ファンドの運営の仕組み

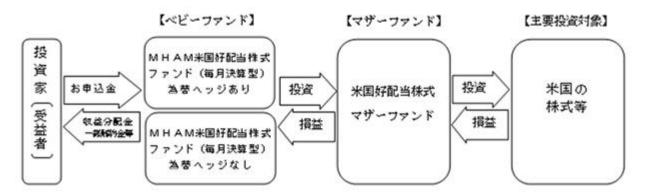


主要投資対象である米国の株式等には、主として、米国好配当株式マザーファンドを通じて投資を行います。 委託会社は、マザーファンドについて、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに、 運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関する権限)を委託します。 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社)は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔米国好配当株式マザーファンド〕」(以下「外部委託契約」といいます。)に基づき、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関する権限)の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは「米国好配当株式マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式 で運用を行います。

ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。 マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2021年9月30日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日 会社設立

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・ア

セットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセッ

トマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新

光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、商号

をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2021年9月30日現在)

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|--------------------|--------------------|----------------------|-------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 28,000株 ¹ | 70.0% |
| 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 30.0% |

- 1: A種種類株式(15,510株)を含みます。
- 2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

各ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ること目標に運用を行います。

運用方法

1.主要投資対象

米国好配当株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2.投資態度

- a.主としてマザーファンド受益証券への投資を通じ、米国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式に投資を行います。
- b.投資銘柄の選定にあたっては、配当利回りのほか、ファンダメンタルズ分析による収益・配当 成長予測等を勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

- c.優先株式、不動産投資信託証券(REIT(優先REITを含みます。))およびマスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)等にも投資する場合があります。
- d.マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- e . 株式等の実質組入 比率は、高位を保つことを基本とします。

「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。(以下同じ。)

f.「為替ヘッジあり」では実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、「為替ヘッジなし」では実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 為替ヘッジは、通常は為替予約取引を利用して行います。為替予約取引の詳細については、

後記「(5) 投資制限 a.約款で定める投資制限 外国為替予約」をご参照ください。

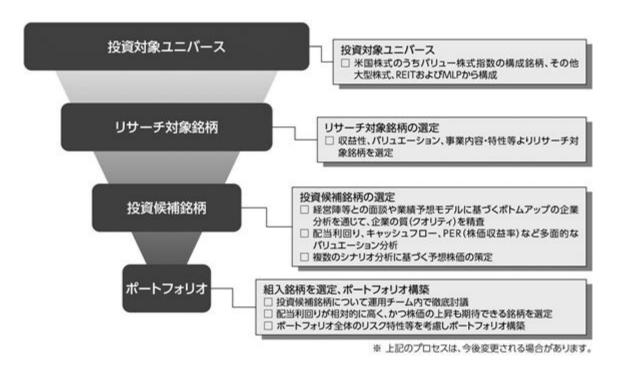
- g.市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができないことがあります。
- h.マザーファンドにおいて、運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関する 権限)をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

ファンドの投資プロセス

各ファンドは、主として米国好配当株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式等に投資を行います。なお、マザーファンドにおいては、委託会社より運用の指図に関する権限の一部 (有価証券等の運用の指図に関する権限)の委託を受けたゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが、以下のプロセスを経て株式等への投資を行います。

<マザーファンドの投資プロセス>

個別銘柄選択を重視した以下のプロセスにより、ポートフォリオを構築します。



(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a . 有価証券
 - b.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。)
 - c . 金銭債権
 - d.約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - a . 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である米国好配当株式マザーファンドの受益証券を含む次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人が発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から前記11.の証券または証書の性質を有するもの(外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から前記6.の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズ(ハイブリッド型のプリファードセキュリティーズを含みます。)およびこれらに類するものを含みます。)
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、プリファードセキュリティーズ(投資証券および投資法人債券のハイブリッド型のものを含みます。)に該当するものを含みます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書、前記12.および前記17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から前記6.までの証券ならびに前記12.および前記17.の証券または証書のうち前記2.から前記6.までの証券の性質を有するものならびに前記14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、前記13.の証券および前記14.の証券(投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、各ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下の1.から4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

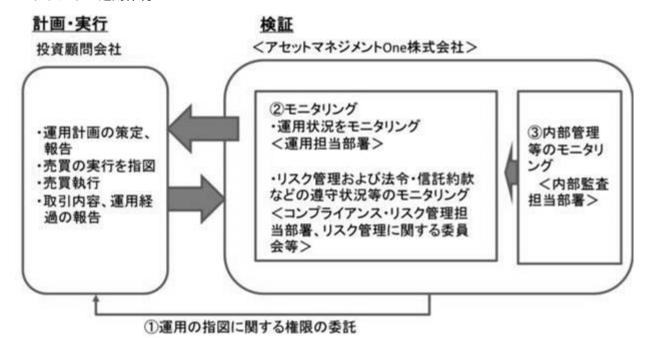
- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

- 7.金銭債権(ただし、流動性のあるプリファードセキュリティーズに該当するものに限り、前記 1.から前記6.で該当するものならびに「有価証券の指図範囲」の12.および14.に定め る証券または証書を除きます。)
- 8.投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利(金融商品取 引法第2条第2項第5号に定めるものをいいます。)
- 9.外国の法律に基づく権利であって前記8.に掲げる権利に類するもの(リミテッド・パートナー シップ(LP)(マスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)に該当するものを含みます。)を 含みます。)
- 10. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権(金融商品取引法第2条第2項第3 号で定めるものをいいます。)
- 11.外国法人の社員権で前記10.に掲げる権利の性質を有するもの(リミテッド・ライアビリ ティー・カンパニー (LLC) (マスター・リミテッド・パートナーシップ (MLP) に該当するものを 含みます。)を含みます。)

なお、前記5.、前記6.および前記8.から前記11.までの権利等を以下「みなし有価証券」と いいます。

(3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



運用の指図に関する権限の委託

各ファンドが主要投資対象とする米国好配当株式マザーファンドは、ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・エル・ピーに運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関 する権限)を委託します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーは外部委託契約に基づいて運用計 画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必 要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(60~70人程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・ 信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

上記のほか、「為替ヘッジあり」の為替ヘッジは、委託会社が為替予約取引等の指図を直接行います。為替ヘッジの方針は、信託約款の定めに従い、実質組入外貨建資産に対して行うことを基本とします。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当 部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検(デューデリジェンス)を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2021年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

[ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの運用体制]

運用チーム(米国株式運用チーム)は、業種ごとに担当分けされたポートフォリオ・マネジャー及びリサーチ・アナリストにより構成されています。運用プロセスはボトムアップによるチーム運用であり、チーム内での徹底した協議により投資決定を行いますが、投資判断及びパフォーマンスに関する最終責任はリード・ポートフォリオ・マネジャーにあります。官僚的なプロセスを排除してよりスピーディーに投資戦略を実現することにより、優れた投資アイデアの実行を可能とします。

また運用方針及び関係する現地法令・諸規則に基づいて、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのオペレーション部門ではガイドライン・モニタリング・システムを用いた運用ガイドライン・チェックを実施しており、法令あるいは運用ガイドライン違反等の疑義が生じた場合、コンプライアンス部門(2021年6月末現在100名超)及び運用部門の協力のもとで精査及び対応の検討を行います。これらのプロセスを含むゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの内部

統制については、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの内部監査部及び外部の外部 監査機関によって定期的に検証を受けています。

なお、上記の運用体制および組織の名称等については、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

第4期以降の毎計算期末(原則として毎月22日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日) に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1.分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。) を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 2.分配金額は、委託会社が配当等収益の水準や基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

- 1.収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
- 2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。 また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので分配金が支払われると、そ の金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有 無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が 支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があ ります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

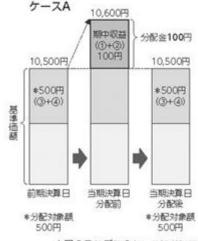
分配金額と基準価額の関係(イメージ)

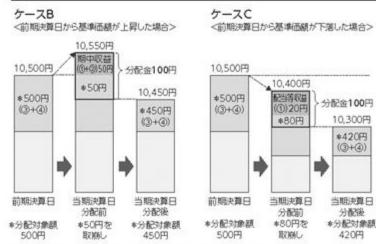
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益·評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



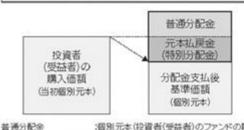


上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

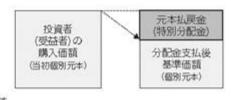
- ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円
- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。こ のように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。
- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する 場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減 少します。また、元本払戻 金(特別分配金)部分は、 思問権が扱いとなります。



:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(5)【投資制限】

a.約款で定める投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限、約款第17条、約款第20条および第21条)

1.株式への実質投資割合には、制限を設けません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

- 2.委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3.委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 4. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の 純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

みなし有価証券(約款第17条)

委託会社は、みなし有価証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

投資信託証券(約款第17条)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場 (金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。)または外国金融商品市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場の急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第22条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限および約款第28条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約(約款第29条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち 信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファ ンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)と の合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することがで きます。

信用取引(約款第23条)

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a . 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c . 有償増資により取得する株券
 - d.売出しにより取得する株券
 - e.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - f.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを 除きます。)の行使により取得可能な株券

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第23条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(約款第23条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。)を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。)。)について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等(約款第24条)

- 1.委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 1. から4.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2.委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- c.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における 金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の 取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 1. から4.」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 1. から4.」に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - c.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(約款第25条)

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として各ファンドの信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ の限りではありません。
- 3.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4.前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総 額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券 の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保 の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第26条)

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4.前記3.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

6.前記5.においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 7.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第27条)

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2.前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日 から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該 期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とし ます。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らな い範囲内とします。
- 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

参考 米国好配当株式マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1.基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

米国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)している株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国の金融商品取引所に上場している株式に投資を行います。

投資銘柄の選定にあたっては、配当利回りのほか、ファンダメンタルズ分析による収益・配当 成長予測等を勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

優先株式、不動産投資信託証券(REIT(優先REITを含みます。))およびマスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)等にも投資する場合があります。

株式等の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市況動向や、ファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関する権限)を、ゴールドマン・ サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

みなし有価証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、 原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合 には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

- (1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い
 - ・各ファンドは、主として米国好配当株式マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価 証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変 動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落によ り、損失を被ることがあります。
 - ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
 - ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありませ h_{\circ}
 - ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
 - ・投資信託は預貯金とは異なります。
 - ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに 限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行 う有価証券等への投資により発生します。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいま す。各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因と なります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価 が大きく下落することや無くなることがあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあ ります。なお、各ファンドは投資銘柄数が比較的少数(30~40銘柄程度)となる場合があり、より多 くの銘柄に投資するファンドに比べて、1銘柄の株価の変動による影響度合いが大きくなる可能性が あります。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、不動産投資信託証券の市場価格が下落するリスクをい います。各ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基 準価額が下落する要因となります。不動産投資信託証券の市場価格は、市場における需給関係(売り注 文と買い注文のバランス)により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、 不動産投資信託証券の発行体の財務状況や収益状況、不動産投資信託が保有する不動産とその状況、 など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つとして、自然災害や人的災害など予測 不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、不動産投資信託証券の市場価格を下落させ る要因となり得ます。

MLPの価格変動リスク

投資するMLPの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

MLPの価格変動リスクとは、MLPの市場価格が下落するリスクをいいます。各ファンドが投資するMLPの市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。MLPは、投資事業から得られる利益等を収益源としており、MLPの市場価格は、事業を取り巻く環境や金利変動等の影響を受け変動します。

為替変動リスク

<為替ヘッジあり> 為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。 <為替ヘッジなし> 為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。「為替へッジあり」では、原則として為替へッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替へッジを行うにあたりへッジコストがかかる場合があります(ヘッジコストとは、為替ヘッジを行う通貨(主として米ドル)の金利と円の金利の差で、円の金利の方が低い場合、金利差相当分がコストとなります。)。「為替ヘッジなし」では、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因 となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが投資する株式等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する有価証券や金融商品の価格は下落します。各ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

金利変動リスク

金利の変動は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価格が下落するリスクをいいます。金利変動は、公社債・株式・不動産投資信託証券・MLPなどの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、各ファンドが投資する株式等の価格に影響を与え、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。各ファンドの主要投資先となっている米国がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

< その他 >

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・各ファンドでは、MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)への投資を行う場合があります。一般的なMLPに係る税制では、MLPに対して法人税が課されない一方、投資家(ファンド)に対しては、配当金に対し原則として21%を上限として源泉税が課されます。また、米国支店利益税等その他の諸税が課される場合があり、年次の税務申告の結果、源泉税が還付される場合や、追加納税が必要となる場合があります。各ファンドが一般的なMLPの税制が適用されるMLPに投資を行った場合、各ファンドの基準価額はこれらの税金の還付または追加納税等による影響を受けます。

そのため、各ファンドでは、上記以外のMLP(一般的なMLPの税制が適用されないMLP)に 投資を行うことにより、税金の還付または追加納税による基準価額への影響を回避することを目指 します。なお、各ファンドが投資を行うMLPは、MLPに対して法人税が課される場合がありま すが、投資家(ファンド)に対する税制は株式同様の取扱い(配当金に対し源泉徴収されることで 確定)となります。

MLPに適用される税制が変更された場合には、投資対象とするMLPの範囲を見直すことがあります。 MLPに適用される税制の記載は2021年9月30日現在、委託会社が確認できる情報等に基づいたものですが、MLPに適用される法律または税制が変更された場合、各ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

- ・各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・各ファンドは、一部解約の実行の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があると きには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行 の請求の受付けを取り消すことがあります。

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が 支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したも のではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超 えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落する ことになります。

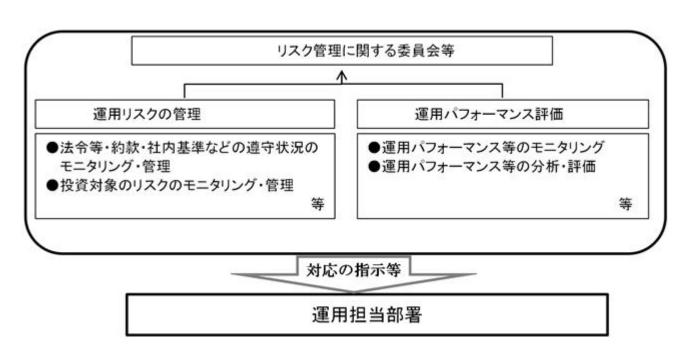
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資家(受益者)のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の 報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行いま す。



リスク管理体制は2021年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、当マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたゴールドマン・ サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーは、以下の体制によりリスク管理を行います。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーでは、運用チームとは独立したリ スク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立 した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム に報告します。

(注)リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必 ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

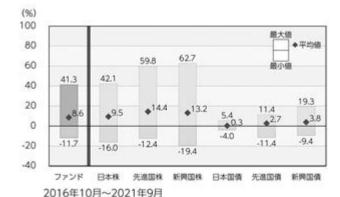
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

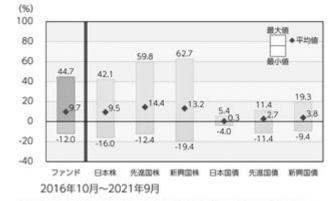
毎月決算型・為替ヘッジあり





毎月決算型・為替ヘッジなし





- *ファンドの分配金再投資基準価額は、根引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

| 日 本 株 | 東証株価指数(TOPIX)* (配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網難し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ペンチマークです。同指数は、株式会社東京証券取引所(検東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、候東京証券取引所が有しています。 |
|---------|--|---|
| 先 進 国 株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース) | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ペース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式跨価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI回債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を 表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社 に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するもので はなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース) | [JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

*東証株価指数(TOPIX)は、東証市場再編に伴い、2022年4月4日付で指数の算出要領が変更される予定です。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

スイッチングの場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.925%(税抜1.75%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分(税抜)については、以下の通りとします。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-------|-------|-------|
| 0.90% | 0.80% | 0.05% |

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが受け取る各ファンドにかかるマザーファンドの外部委託契約の報酬の額は、有価証券等の運用の対価等として、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に年0.55%の率を乗じて計算される金額とし、各ファンドの委託会社が受け取る信託報酬から支払期日毎に支弁します。

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託 財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに 信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

| 委託会社 | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 |
|------|---|
| 販売会社 | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の |
| | 対価 |
| 受託会社 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、当該費用に係る消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

各ファンドの投資対象である不動産投資信託証券は、資産運用報酬等の費用を負担しています。当該費用は、不動産投資信託証券ごとに異なるものであり、各ファンドが保有する個別銘柄ごとの費用およびその合計額については、各ファンドにおける投資対象銘柄の変更および投資割合の変動等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。

なお、これらの費用は、不動産投資信託証券の発行体(不動産投資法人)の収益から支弁され、当該不動産投資法人の最終損益の増減を通じ、各不動産投資信託証券の価格に反映される性質のものであり、各ファンドならびに受益者が直接に負担するものではありません。

上記 から の手数料等(借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。)については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

(5)【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の 条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課 税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみな され、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うこ とはできませんので、ご留意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2021年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当 する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記のく収益分配金の課税について>を参照。)

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり

2021年9月30日現在

| 資産の種類 | | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | | 1,025,720,507 | 99.76 |
| | 内 日本 | 1,025,720,507 | 99.76 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 2,428,054 | 0.24 |
| 純資産総額 | | 1,028,148,561 | 100.00 |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

MHAM米国好配当株式ファンド (毎月決算型) 為替ヘッジなし

2021年9月30日現在

| 資産の種類 | | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | | 6,508,060,234 | 97.90 |
| | 内 日本 | 6,508,060,234 | 97.90 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 139,307,413 | 2.10 |
| 純資産総額 | | 6,647,367,647 | 100.00 |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

米国好配当株式マザーファンド

2021年9月30日現在

| 資 | 産の種類 | 時価合計(円) | 投資比率(%) | |
|---------------|-----------|----------------|---------|--|
| 株式 | | 10,550,202,448 | 91.62 | |
| | 内 アメリカ | | 82.55 | |
| 内 アイルランド | | 777,547,388 | 6.75 | |
| | 内 スイス | | 2.32 | |
| 投資証券 | | 654,168,864 | 5.68 | |
| 内 アメリカ | | 654,168,864 | 5.68 | |
| コール・ローン、その他の資 | 資産(負債控除後) | 310,267,586 | 2.69 | |
| 純資産総額 | | 11,514,638,898 | 100.00 | |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

MHAM米国好配当株式ファンド (毎月決算型) 為替ヘッジあり

2021年9月30日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|-----------------|------------|-------------|---------------------|---------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 米国好配当株式マザーファンド | 親投資 信託受 | 408,474,576 | 2.4327 | 2.5111 | - | 99.76 |
| | 日本 | 益証券 | | 993,702,086 | 1,025,720,507 | - | |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.76 |
| 合計 | 99.76 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

MHAM米国好配当株式ファンド (毎月決算型) 為替ヘッジなし

2021年9月30日現在

| 順 | | | | 簿価単価 | 評価単価 | 利率 | 投資 |
|-----|--------------|-----|---------------|---------------|---------------|-----|-------|
| 位 | | 種類 | 数量 | 簿価金額 | 評価金額 | (%) | 比率 |
| 177 | 光1]体の国/地域 | | | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| | 米国好配当株式マザーファ | 親投資 | | 2.4326 | 2.5111 | _ | |
| 1 | ンド | 信託受 | 2,591,716,871 | 2.4320 | 2.5111 | - | 97.90 |
| | 日本 | 益証券 | | 6,304,637,271 | 6,508,060,234 | - | |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2021年9月30日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 97.90 |
| 合計 | 97.90 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

(参考)

米国好配当株式マザーファンド

2021年9月30日現在

| 順 | | 種類 | | 簿価単価 | 評価単価 | 利率 | 投資 |
|-----|-------------------|------|--------|-------------|-------------|-----|------|
| 位 | | 業種 | 数量 | 簿価金額 | 評価金額 | (%) | 比率 |
| 177 | 光1]体0/国/地域 | 未但 | | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| | MICROSOFT CORP | 株式 | | 32,994.01 | 31,785.27 | - | |
| 1 | アメリカ | ソフト | 23,832 | 786,313,389 | 757,506,792 | | 6.58 |
| | 7,707 | ウェア | | 700,313,309 | 757,500,792 | - | |
| | APPLE INC | 株式 | | 16,052.68 | 15,985.53 | - | |
| | | コン | | | | | |
| 2 | アメリカ | ピュー | 31,826 | 510,892,771 | 508,755,592 | _ | 4.42 |
| | 77.77 | タ・周辺 | | 010,032,771 | 300,733,332 | - | |
| | | 機器 | | | | | |
| | CHEVRON CORP | 株式 | | 10,615.61 | 11,564.69 | - | |
| 3 | | 石油・ガ | 27,216 | | | | 2.73 |
| 3 | アメリカ | ス・消耗 | 27,210 | 288,914,496 | 314,744,701 | - | 2.73 |
| | | 燃料 | | | | | |
| 4 | JOHNSON & JOHNSON | 株式 | 15,443 | 18,414.19 | 18,357.11 | - | 2.46 |
| 4 | アメリカ | 医薬品 | 15,445 | 284,370,453 | 283,488,979 | - | 2.40 |
| 5 | CISCO SYSTEMS INC | 株式 | 44,548 | 6,184.69 | 6,209.32 | - | 2.40 |
| 5 | アメリカ | 通信機器 | 44,540 | 275,515,979 | 276,612,858 | - | 2.40 |

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| | | | | | 1月1四話 | 业券報告書(阝 | 小国投 質信 |
|----|----------------------------|---|--------|--------------------------|--------------------------|---------|---------------|
| | MCDONALD'S CORPORATION | 株式 | | 26,916.75 | 27,339.81 | - | |
| 6 | アメリカ | ホテル・ レストラ ン・レ | 9,906 | 266,637,424 | 270,828,233 | - | 2.35 |
| | | ジャー | | | | | |
| 7 | TRUIST FINANCIAL CORP アメリカ | 株式 銀行 | 40,625 | 6,006.74 244,024,072 | 6,650.28 270,167,885 | - | 2.35 |
| | ELI LILLY & CO | 株式 | | 25,760.62 | 25,781.89 | - | |
| 8 | アメリカ | 医薬品 | 9,769 | 251,655,559 | 251,863,295 | - | 2.19 |
| 9 | JPMORGAN CHASE & CO | 株式 | 12,888 | 17,121.52 | 18,573.12 | - | 2.08 |
| | アメリカ | 銀行 銀行 株式 | , | 220,662,170 | 239,370,422 | - | |
| 10 | TEXAS INSTRUMENTS INC | 休式 半導体・ 半導体製 造装置 | 10,756 | 232,287,470 | 21,608.39 | - | 2.02 |
| 11 | M&T BANK CORP | 株式 | 12 122 | 14,929.00 | 17,122.64 | - | 1 05 |
| 11 | アメリカ | 銀行 | 13,122 | 195,898,453 | 224,683,292 | - | 1.95 |
| | REPUBLIC SERVICES INC | 株式 | | 13,824.35 | 13,709.08 | - | |
| 12 | アメリカ | 商業サービス・用品 | 15,988 | 221,023,842 | 219,180,783 | - | 1.90 |
| 13 | BRISTOL-MYERS SQUIBB CO | 株式 | 31,773 | 6,752.13 | 6,784.59 | - | 1.87 |
| 13 | アメリカ | 医薬品 | 31,773 | 214,535,540 | 215,566,790 | - | 1.07 |
| 14 | LINDE PLC | 株式 | 6,218 | 34,131.12 | 33,479.74 | - | 1.81 |
| | アイルランド WALMART INC | 株式 | | 212,227,324 16,006.79 | 208,177,078 15,718.04 | - | |
| 15 | アメリカ | 食品・生活必需品 小売り | 13,010 | 208,248,447 | 204,491,762 | - | 1.78 |
| | ACCENTURE PLC-CL A | 株式 | | 37,062.30 | 36,209.47 | - | |
| 16 | アイルランド | 情報技術 サービス | 5,645 | 209,216,728 | 204,402,501 | - | 1.78 |
| 17 | EATON CORP PLC | 株式 | 11,430 | 17,301.71 | 17,176.36 | - | 1.71 |
| | アイルランド AT&T INC | 電気設備株式 | | 197,758,577 3,017.36 | 196,325,822 3,066.60 | - | |
| 18 | アメリカ | 各種電気通信サービス | 63,582 | 191,849,986 | 194,981,069 | - | 1.69 |
| | UNITEDHEALTH GROUP INC | 株式 ヘルスケ | | 46,149.09 | 44,813.88 | - | |
| 19 | アメリカ | ア・プロ バイ ダー / へ ルスケ ア・サー ビス | 4,290 | 197,979,608 | 192,251,576 | - | 1.67 |
| | INTERNATIONAL PAPER CO | 株式 | | 6,180.22 | 6,397.34 | - | |
| 20 | アメリカ | 容器・包 装 | 28,891 | 178,552,805 | 184,825,757 | - | 1.61 |

有価証券<u>報告書(内国投資信</u>託受益証券)

| | | | | | 有恤語 | 証券報告書(2 | <u>内国投資信</u> | |
|----|---------------------------|--------------------|--------|-------------|-------------|----------|--------------|--|
| 21 | AMERICAN WATER WORKS CO | 株式 | 9,475 | 19,973.24 | 19,059.97 | - | 1.57 | |
| | アメリカ | 水道 | | 189,246,479 | 180,593,272 | - | | |
| 22 | COCA-COLA CO/THE | 株式 | 29,707 | 6,049.27 | 5,927.28 | - | 1.53 | |
| 22 | アメリカ | 飲料 | 29,707 | 179,705,842 | 176,081,802 | - | 1.55 | |
| | MEDTRONIC PLC | 株式 | | 14,307.85 | 14,166.83 | - | | |
| 23 | アイルランド | ヘルスケ ア機器・ 用品 | 11,904 | 170,320,679 | 168,641,987 | - | 1.46 | |
| | HOME DEPOT INC | 株式 | | 37,405.90 | 37,709.20 | - | | |
| 24 | アメリカ | 専門小売 | 4,422 | 165,408,900 | 166,750,107 | - | 1.45 | |
| 25 | ILLINOIS TOOL WORKS | 株式 | 6,904 | 23,924.01 | 23,868.05 | - | 1.43 | |
| 25 | アメリカ | 機械 | 0,304 | 165,171,428 | 164,785,080 | - | 1.40 | |
| | TARGET CORP | 株式 | | 27,007.41 | 26,396.33 | - | | |
| 26 | アメリカ | 複合小売り | 6,222 | 168,040,137 | 164,237,977 | - | 1.43 | |
| 27 | PROCTER & GAMBLE CO | 株式 | 10,052 | 16,016.87 | 15,894.87 | - | 1.39 | |
| 21 | アメリカ | 家庭用品 | 10,032 | 161,001,589 | 159,775,317 | - | 1.39 | |
| 28 | CHUBB LTD | 株式 | 8,067 | 19,675.53 | 19,741.56 | - | 1.38 | |
| 20 | スイス | 保険 | 8,007 | 158,722,548 | 159,255,235 | - | 1.50 | |
| | UNION PACIFIC CORP | 株式 | | 22,004.59 | 22,572.02 | - | | |
| 29 | アメリカ | 陸運・鉄 道 | 6,868 | 151,127,532 | 155,024,671 | - | 1.35 | |
| | L3HARRIS TECHNOLOGIES INC | 株式 | | 24,621.28 | 24,961.51 | - | | |
| 30 | アメリカ | 航空宇 宙・防衛 | 5,848 | 143,985,250 | 145,974,954 | - | 1.27 | |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2021年9月30日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 株式 | 91.62 |
| 投資証券 | 5.68 |
| 合計 | 97.31 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2021年9月30日現在

| 業種 | 国内 / 外国 | 投資比率(%) |
|----------------|---------|---------|
| ソフトウェア | 外国 | 6.58 |
| 医薬品 | | 6.52 |
| 銀行 | | 6.38 |
| 情報技術サービス | | 5.27 |
| コンピュータ・周辺機器 | | 4.42 |
| 半導体・半導体製造装置 | | 4.02 |
| ホテル・レストラン・レジャー | | 3.56 |
| 石油・ガス・消耗燃料 | | 3.32 |
| 保険 | | 3.21 |
| 通信機器 | | 2.87 |
| 化学 | | 2.84 |

1.27

1.10

0.94

0.83

0.81

0.80

0.72

91.62

| | プログー マヤングン 1 0 11 0 1 1 2 1 1 2 1 2 1 |
|---------------------------|---------------------------------------|
| | 有価証券報告書(内国投資信託等 |
| ヘルスケア・プロバイダー / ヘルスケア・サービス | 2.65 |
| 総合公益事業 | 2.54 |
| 専門小売り | 2.48 |
| ヘルスケア機器・用品 | 2.46 |
| 食品 | 2.37 |
| 機械 | 2.36 |
| 陸運・鉄道 | 2.31 |
| 資本市場 | 2.28 |
| 家庭用品 | 2.07 |
| 商業サービス・用品 | 1.90 |
| 食品・生活必需品小売り | 1.78 |
| 電気設備 | 1.71 |
| 各種電気通信サービス | 1.69 |
| 容器・包装 | 1.61 |
| 水道 | 1.57 |
| 飲料 | 1.53 |
| 電力 | 1.45 |
| 複合小売り | 1.43 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

ライフサイエンス・ツール/サービス

航空宇宙・防衛

メディア

消費者金融

合計

コングロマリット

電子装置・機器・部品

バイオテクノロジー

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり該当事項はありません。

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし該当事項はありません。

(参考)

米国好配当株式マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり該当事項はありません。

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし該当事項はありません。

(参考)

米国好配当株式マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり

直近日(2021年9月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| 直近日(2021年9月末)、同日 | 純資産総額 | | 1口当たりの | 1口当たりの |
|------------------------|-------|-------|---|-------------------|
| | (分配落) | | ロヨたりの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ロヨたりの 純資産額 |
| | | (分配付) | | |
| 66 . 4 ± -> +12.22 . 1 | (百万円) | (百万円) | (分配落)(円) | (分配付)(円) |
| 第1特定期間末 (2014年 3月24日) | 740 | 742 | 1.0536 | 1.0566 |
| | | | | |
| 第2特定期間末 | 826 | 852 | 1.0814 | 1.1154 |
| (2014年 9月22日) | | | | |
| 第3特定期間末 | 1,080 | 1,083 | 1.0867 | 1.0897 |
| (2015年 3月23日) | · | · | | |
| 第4特定期間末 | 880 | 883 | 0.9596 | 0.9626 |
| (2015年 9月24日) | 000 | 000 | 0.0000 | 0.0020 |
| 第5特定期間末 | 000 | 044 | 0.0005 | 4 0045 |
| (2016年 3月22日) | 909 | 911 | 0.9985 | 1.0015 |
| 第6特定期間末 | | | | |
| (2016年 9月23日) | 786 | 788 | 1.0386 | 1.0416 |
| 第7特定期間末 | 4 005 | 4 000 | 4 0700 | 4 0700 |
| (2017年 3月22日) | 1,925 | 1,930 | 1.0766 | 1.0796 |
| 第8特定期間末 | | | | |
| (2017年 9月22日) | 1,837 | 1,842 | 1.0880 | 1.0910 |
| 第9特定期間末 | | | | |
| (2018年 3月22日) | 1,344 | 1,348 | 1.0606 | 1.0636 |
| 第10特定期間末 | | | | |
| (2018年 9月25日) | 1,207 | 1,210 | 1.1051 | 1.1081 |
| | | | | |
| 第11特定期間末 | 1,129 | 1,132 | 1.0706 | 1.0736 |
| (2019年 3月22日) | | | | |
| 第12特定期間末 | 1,082 | 1,085 | 1.0857 | 1.0887 |
| (2019年9月24日) | , | , | | |
| 第13特定期間末 | 815 | 818 | 0.7733 | 0.7763 |
| (2020年3月23日) | 0.0 | 0.0 | 011100 | 011100 |
| 第14特定期間末 | 1,017 | 1,018 | 1.0370 | 1.0385 |
| (2020年9月23日) | 1,017 | 1,010 | 1.0370 | 1.0363 |
| 第15特定期間末 | 000 | 070 | 4 4004 | 4.4500 |
| (2021年3月22日) | 938 | 978 | 1.1094 | 1.1569 |
| 第16特定期間末 | | | 4 00:5 | |
| (2021年9月22日) | 1,013 | 1,049 | 1.0913 | 1.1308 |
| 2020年9月末日 | 1,016 | - | 1.0372 | - |
| 10月末日 | 975 | - | 1.0204 | - |
| 11月末日 | 1,027 | - | 1.1292 | - |
| 12月末日 | 977 | - | 1.1047 | - |
| 2021年1月末日 | 986 | - | 1.1191 | - |
| 2月末日 | 977 | - | 1.1328 | - |
| 3月末日 | 969 | - | 1.1339 | - |
| 4月末日 | 1,032 | - | 1.1743 | - |
| 5月末日 | 1,052 | - | 1.1755 | - |
| | 1,002 | - | 1.1700 | |

| 6月末日 | 1,006 | - | 1.1204 | - |
|------|-------|---|--------|---|
| 7月末日 | 1,064 | • | 1.1540 | - |
| 8月末日 | 1,089 | - | 1.1759 | - |
| 9月末日 | 1,028 | - | 1.0986 | - |

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし

直近日(2021年9月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| 直近日(2021年9月末)、同日 | 1則1年以内における各月木 純資産総額 | 及ひト記計昇期間木におり | 「る純貧産の推移は、 1 口当たりの | 火の通りです。 1 口当たりの |
|---------------------|------------------------|------------------|-----------------------|--------------------|
| | (分配落) | (分配付) | ロヨたりの 純資産額 | ロヨたりの 純資産額 |
| | | | | |
| ₩.#+⇔#188- - | (百万円) | (百万円) | (分配落)(円) | (分配付)(円) |
| 第1特定期間末 | 9,565 | 9,596 | 1.0860 | 1.0895 |
| (2014年 3月24日) | · | | | |
| 第2特定期間末 | 11,029 | 11,601 | 1.1589 | 1.2189 |
| (2014年 9月22日) | ,020 | | | |
| 第3特定期間末 | 26,143 | 27,495 | 1.1499 | 1.2094 |
| (2015年 3月23日) | 20,173 | 21,400 | 1.1433 | 1.2094 |
| 第4特定期間末 | 24 115 | 24 220 | 0.0697 | 0 0727 |
| (2015年 9月24日) | 24,115 | 24,239 | 0.9687 | 0.9737 |
| 第5特定期間末 | 04.505 | 0.4.740 | 0.0044 | 0.0004 |
| (2016年 3月22日) | 24,587 | 24,719 | 0.9314 | 0.9364 |
| 第6特定期間末 | | | | |
| (2016年 9月23日) | 19,400 | 19,512 | 0.8681 | 0.8731 |
| 第7特定期間末 | | | | |
| (2017年 3月22日) | 19,271 | 19,330 | 0.9893 | 0.9923 |
| 第8特定期間末 | | | | |
| (2017年 9月22日) | 17,169 | 17,220 | 1.0104 | 1.0134 |
| 第9特定期間末 | | | | |
| (2018年 3月22日) | 11,516 | 11,552 | 0.9650 | 0.9680 |
| | | | | |
| 第10特定期間末 | 10,721 | 10,751 | 1.0859 | 1.0889 |
| (2018年 9月25日) | | | | |
| 第11特定期間末 | 8,983 | 9,009 | 1.0439 | 1.0469 |
| (2019年 3月22日) | | | | |
| 第12特定期間末 | 8,050 | 8,073 | 1.0433 | 1.0463 |
| (2019年9月24日) | | | | |
| 第13特定期間末 | 5,472 | 5,493 | 0.7868 | 0.7898 |
| (2020年3月23日) | -, | | | |
| 第14特定期間末 | 6,612 | 6,622 | 1.0095 | 1.0110 |
| (2020年9月23日) | 0,012 | 0,022 | 1.0030 | 1.0110 |
| 第15特定期間末 | 6,505 | 6,860 | 1.1441 | 1.2066 |
| (2021年3月22日) | 0,505 | 0,000 | 1.1441 | 1.2000 |
| 第16特定期間末 | 6 400 | 6 070 | 4 4405 | 4 4500 |
| (2021年9月22日) | 6,400 | 6,679 | 1.1105 | 1.1590 |
| 2020年9月末日 | 6,623 | - | 1.0160 | - |
| 10月末日 | 6,361 | - | 0.9889 | - |
| 11月末日 | 6,782 | - | 1.0878 | - |
| 12月末日 | 6,536 | - | 1.0948 | - |
| 2021年1月末日 | 6,554 | - | 1.1201 | - |
| 2月末日 | 6,661 | - | 1.1528 | - |

| アセットマネシメントOne株式会社(b | =10677) |
|---------------------|---------|
| 有価証券報告書(内国投資信託受益 | 証券) |

| 3月末日 | 6,855 | - | 1.1881 | - |
|------|-------|---|--------|---|
| 4月末日 | 7,040 | - | 1.2122 | - |
| 5月末日 | 6,982 | - | 1.2230 | - |
| 6月末日 | 6,786 | - | 1.1606 | - |
| 7月末日 | 6,894 | - | 1.1848 | - |
| 8月末日 | 6,970 | - | 1.2122 | - |
| 9月末日 | 6,647 | - | 1.1451 | - |

【分配の推移】

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり

| | 1 口当たりの分配金(円) |
|---------|---------------|
| 第1特定期間 | 0.0090 |
| 第2特定期間 | 0.0490 |
| 第3特定期間 | 0.0180 |
| 第4特定期間 | 0.0180 |
| 第5特定期間 | 0.0180 |
| 第6特定期間 | 0.0180 |
| 第7特定期間 | 0.0180 |
| 第8特定期間 | 0.0180 |
| 第9特定期間 | 0.0510 |
| 第10特定期間 | 0.0180 |
| 第11特定期間 | 0.0180 |
| 第12特定期間 | 0.0180 |
| 第13特定期間 | 0.0510 |
| 第14特定期間 | 0.0105 |
| 第15特定期間 | 0.0900 |
| 第16特定期間 | 0.0960 |

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし

| | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第1特定期間 | 0.0105 |
| 第2特定期間 | 0.0775 |
| 第3特定期間 | 0.1420 |
| 第4特定期間 | 0.0735 |
| 第5特定期間 | 0.0300 |
| 第6特定期間 | 0.0300 |
| 第7特定期間 | 0.0260 |
| 第8特定期間 | 0.0180 |
| 第9特定期間 | 0.0180 |
| 第10特定期間 | 0.0180 |
| 第11特定期間 | 0.0180 |
| 第12特定期間 | 0.0180 |
| 第13特定期間 | 0.0180 |
| 第14特定期間 | 0.0105 |
| 第15特定期間 | 0.0700 |
| 第16特定期間 | 0.1210 |

【収益率の推移】

MHAM米国好配当株式ファンド (毎月決算型) 為替ヘッジあり

| 収益率(%) |
|--------|

| | 有侧征分积口音(内国权其后 |
|---------|---------------|
| 第1特定期間 | 6.26 |
| 第2特定期間 | 7.29 |
| 第3特定期間 | 2.15 |
| 第4特定期間 | 10.04 |
| 第5特定期間 | 5.93 |
| 第6特定期間 | 5.82 |
| 第7特定期間 | 5.39 |
| 第8特定期間 | 2.73 |
| 第9特定期間 | 2.17 |
| 第10特定期間 | 5.89 |
| 第11特定期間 | 1.49 |
| 第12特定期間 | 3.1 |
| 第13特定期間 | 24.1 |
| 第14特定期間 | 35.5 |
| 第15特定期間 | 15.7 |
| 第16特定期間 | 7.0 |
| | |

- (注1)収益率は期間騰落率です。
- (注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。
- (注3)特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1特定期間 | 9.65 |
| 第2特定期間 | 13.85 |
| 第3特定期間 | 11.48 |
| 第4特定期間 | 9.37 |
| 第5特定期間 | 0.75 |
| 第6特定期間 | 3.58 |
| 第7特定期間 | 16.96 |
| 第8特定期間 | 3.95 |
| 第9特定期間 | 2.71 |
| 第10特定期間 | 14.39 |
| 第11特定期間 | 2.21 |
| 第12特定期間 | 1.7 |
| 第13特定期間 | 22.9 |
| 第14特定期間 | 29.6 |
| 第15特定期間 | 20.3 |
| 第16特定期間 | 7.6 |

- (注1)収益率は期間騰落率です。
- (注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。
- (注3)特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

(4)【設定及び解約の実績】

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり

| | 設定口数 | 解約口数 |
|--------|-------------|-------------|
| 第1特定期間 | 729,706,784 | 26,640,362 |
| 第2特定期間 | 403,227,403 | 341,952,180 |
| 第3特定期間 | 464,285,869 | 234,091,950 |
| 第4特定期間 | 179,406,700 | 256,388,740 |
| 第5特定期間 | 147,057,295 | 154,021,439 |

| 第6特定期間 | 177,750,563 | 330,964,180 |
|---------|---------------|-------------|
| 第7特定期間 | 1,279,234,186 | 248,370,491 |
| 第8特定期間 | 236,529,773 | 335,690,214 |
| 第9特定期間 | 170,600,552 | 592,138,705 |
| 第10特定期間 | 68,708,769 | 243,691,474 |
| 第11特定期間 | 131,058,390 | 168,773,047 |
| 第12特定期間 | 118,619,858 | 176,596,449 |
| 第13特定期間 | 204,303,624 | 147,253,778 |
| 第14特定期間 | 78,254,794 | 151,298,712 |
| 第15特定期間 | 50,600,155 | 185,442,430 |
| 第16特定期間 | 172,018,183 | 89,645,666 |
| | | |

⁽注1)本邦外における設定及び解約はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし

| | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|----------------|---------------|
| 第1特定期間 | 10,228,546,538 | 1,420,501,494 |
| 第2特定期間 | 8,794,369,430 | 8,085,028,290 |
| 第3特定期間 | 19,755,248,229 | 6,538,339,685 |
| 第4特定期間 | 9,087,506,632 | 6,926,099,932 |
| 第5特定期間 | 5,213,875,764 | 3,710,206,427 |
| 第6特定期間 | 1,000,470,192 | 5,050,215,697 |
| 第7特定期間 | 3,712,107,287 | 6,581,252,802 |
| 第8特定期間 | 1,483,202,005 | 3,971,899,984 |
| 第9特定期間 | 741,090,866 | 5,798,901,149 |
| 第10特定期間 | 557,537,408 | 2,618,103,332 |
| 第11特定期間 | 362,245,943 | 1,629,725,778 |
| 第12特定期間 | 245,546,292 | 1,135,144,246 |
| 第13特定期間 | 307,837,275 | 1,068,745,298 |
| 第14特定期間 | 270,119,260 | 674,877,634 |
| 第15特定期間 | 195,409,842 | 1,060,437,330 |
| 第16特定期間 | 772,204,505 | 694,750,102 |

⁽注1)本邦外における設定及び解約はありません。

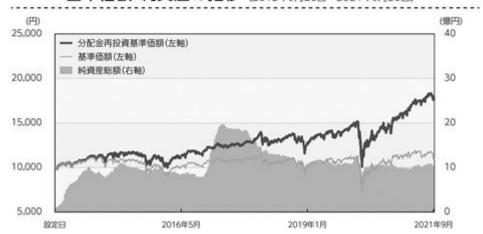
⁽注2)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

データの基準日:2021年9月30日

毎月決算型・為替ヘッジあり

基準価額・純資産の推移 (2013年9月26日~2021年9月30日)



分配の推移(税引前)

| 15円 |
|--------|
| 505円 |
| 15円 |
| 15円 |
| 395円 |
| 1,860円 |
| 5,185円 |
| |

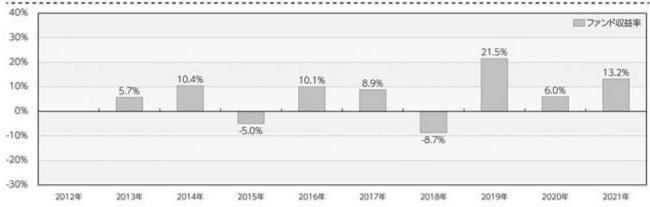
[※]分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|----------------|-------|
| 1 | 米国好配当株式マザーファンド | 99.76 |

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
- ※2013年は設定日から年末までの収益率、および2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
- ※当ファンドにはベンチマークはありません。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

[※]基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

[※]分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2013年9月26日)

データの基準日:2021年9月30日

毎月決算型・為替ヘッジなし

基準価額・純資産の推移 (2013年9月26日~2021年9月30日)



分配の推移(税引前)

| 2021年5月 15円 | | |
|-------------|--|--|
| 15円 | | |
| 665円 | | |
| 15円 | | |
| 15円 | | |
| 485円 | | |
| 1,910円 | | |
| 6,990円 | | |
| | | |

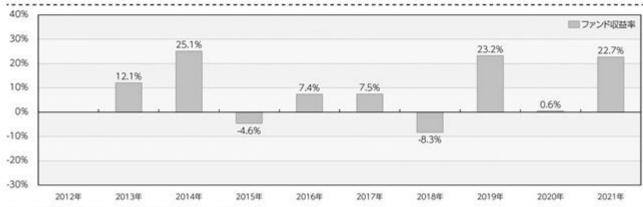
[※]分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

| 価比率です。 |
|--------|
| 偍 |

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|----------------|-------|
| 1 | 米国好配当株式マザーファンド | 97.90 |

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
- ※2013年は設定日から年末までの収益率、および2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
- 泰当ファンドにはベンチマークはありません。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

[※]基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

[※]分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2013年9月26日)

主要な資産の状況

■米国好配当株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

株式組入上位5業種

| 資産の種類 | | 比率(%) | |
|--------|-----------------|--------|--|
| 株式 | | 91.62 | |
| | 内 アメリカ | 82.55 | |
| | 内 アイルランド | 6.75 | |
| | 内 スイス | 2.32 | |
| 投資証券 | | 5.68 | |
| | 内 アメリカ | 5.68 | |
| コール・ロー | ン、その他の資産(負債控除後) | 2.69 | |
| 合計(純 | 産産総額) | 100.00 | |

| 順位 | 業種 | 比率(%) |
|----|-------------|-------|
| 1 | ソフトウェア | 6.58 |
| 2 | 医薬品 | 6.52 |
| 3 | 銀行 | 6.38 |
| 4 | 情報技術サービス | 5.27 |
| 5 | コンピュータ・周辺機器 | 4.42 |

組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|----|------------------------|----|------|----------------|-------|
| 1 | MICROSOFT CORP | 株式 | アメリカ | ソフトウェア | 6.58 |
| 2 | APPLE INC | 株式 | アメリカ | コンピュータ・周辺機器 | 4.42 |
| 3 | CHEVRON CORP | 株式 | アメリカ | 石油・ガス・消耗燃料 | 2.73 |
| 4 | JOHNSON & JOHNSON | 株式 | アメリカ | 医薬品 | 2.46 |
| 5 | CISCO SYSTEMS INC | 株式 | アメリカ | 通信機器 | 2.40 |
| 6 | MCDONALD'S CORPORATION | 株式 | アメリカ | ホテル・レストラン・レジャー | 2.35 |
| 7 | TRUIST FINANCIAL CORP | 株式 | アメリカ | 銀行 | 2.35 |
| 8 | ELI LILLY & CO | 株式 | アメリカ | 医薬品 | 2.19 |
| 9 | JPMORGAN CHASE & CO | 株式 | アメリカ | 銀行 | 2.08 |
| 10 | TEXAS INSTRUMENTS INC | 株式 | アメリカ | 半導体·半導体製造装置 | 2.02 |

[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

[○]委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのお申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 以下のファンド間の乗換え(スイッチング)による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定めるスイッチングにかかる申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり

MHAM米国好配当株式ファンド (毎月決算型) 為替ヘッジなし

MHAM米国好配当株式ファンド(年1回決算型)為替ヘッジあり

MHAM米国好配当株式ファンド(年1回決算型)為替ヘッジなし

スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金 (解約請求)すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

「MHAM米国好配当株式ファンド(年1回決算型)為替ヘッジあり」または「MHAM米国好配当株式ファンド(年1回決算型)為替ヘッジなし」へのスイッチングをお申込みの際には、当該ファンドの目論見書をご覧ください。なお、販売会社によっては当該ファンドを取り扱わない場合があります。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご留意ください。

- ・換金の際には信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)が差し引かれます。
- (9) 販売会社によっては「為替ヘッジあり」もしくは「為替ヘッジなし」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (10) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (11) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付けを取り消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューョークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額 を信託財産留保額 として控除した価額(「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、販売会社ま たは委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

| 照会先の名称 | 電話番号 |
|-------------------|--------------|
| アセットマネジメントOne株式会社 | 0120-104-694 |

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時~午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合(一部解約の実行の請求金額が多額な場合を含みます。)、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が前記(3)に規定する一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることが出来る日とします。)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般 社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

| 投資対象 | 評価方法 | |
|-------------|------------------------|--|
| マザーファンド受益証券 | 計算日の基準価額 | |
| 株式 | 計算日 における取引所の最終相場 | |
| 不動産投資信託証券 | 計算日 における取引所の最終相場 | |
| 外貨建資産の円換算 | 計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値 | |
| 外国為替予約の円換算 | 計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値 | |

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|-------------------|--------------------------|--------------|
| アセットマネジメントOne株式会社 | http://www.am-one.co.jp/ | 0120-104-694 |

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2013年9月26日から2023年9月22日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として毎月23日から翌月22日までとします。ただし、第1計算期間は2013年9月26日から2013年10月22日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- 1.委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
 - a、信託終了前に、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - b. やむを得ない事情が発生したとき。
 - c.信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき、または下記ファンドの受益権の口数を合計した口数が40億口を下回ることとなるとき。

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし

MHAM米国好配当株式ファンド(年1回決算型)為替ヘッジあり

MHAM米国好配当株式ファンド(年1回決算型)為替ヘッジなし

- 2.前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 3.委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。
 - a . 委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - b.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継 ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - c.受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新 受託会社を選任できないとき。

信託約款の変更等

1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- 2.委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
- 3.投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

書面決議

- 1.委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - a . 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
 - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
- 2.書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該 受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。)は受益権の口数 に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使 しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3.書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4.書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 5.信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

償還金の支払い

償還金は、原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5 営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

1.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

- 1.委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ 月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3.各ファンドが主要投資対象とする「米国好配当株式マザーファンド」における委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、3月と9月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書(全体版)は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体 版)の交付の請求があった場合には、交付いたします。

http://www.am-one.co.jp/

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から 交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会 社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会 社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加 した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利 を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2021年3月23日から2021年9月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 前期 2021年3月22日現在 | 当期 2021年9月22日現在 |
|----------------|--------------------|--------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 28,832,452 | 22,206,584 |
| 親投資信託受益証券 | 923,466,545 | 982,702,086 |
| 派生商品評価勘定 | - | 6,599,275 |
| 未収入金 | 50,900,000 | 40,069,707 |
| 流動資産合計 | 1,003,198,997 | 1,051,577,652 |
| 資産合計 | 1,003,198,997 | 1,051,577,652 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 17,666,842 | - |
| 未払金 | 738,373 | - |
| 未払収益分配金 | 40,186,451 | 36,671,921 |
| 未払解約金 | 4,598,589 | 1,521 |
| 未払受託者報酬 | 41,536 | 48,733 |
| 未払委託者報酬 | 1,412,484 | 1,657,083 |
| その他未払費用 | 2,646 | 3,104 |
| 流動負債合計 | 64,646,921 | 38,382,362 |
| 負債合計 | 64,646,921 | 38,382,362 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 846,030,564 | 928,403,081 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 92,521,512 | 84,792,209 |
| (分配準備積立金) | 38,446,182 | 47,084,362 |
| 元本等合計 | 938,552,076 | 1,013,195,290 |
| 純資産合計 | 938,552,076 | 1,013,195,290 |
| 負債純資産合計 | 1,003,198,997 | 1,051,577,652 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 前期 自 2020年9月24日 至 2021年3月22日 | 当期 自 2021年3月23日 至 2021年9月22日 |
|---|------------------------------------|------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 15 | 23 |
| 有価証券売買等損益 | 194,617,944 | 81,935,541 |
| 為替差損益 | 35,527,672 | 4,276,448 |
| 営業収益合計 | 159,090,287 | 77,659,116 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 2,089 | 2,737 |
| 受託者報酬 | 272,995 | 288,385 |
| 委託者報酬 | 9,283,551 | 9,806,623 |
| その他費用 _ | 23,328 | 18,373 |
| 営業費用合計 | 9,581,963 | 10,116,118 |
| 営業利益又は営業損失() | 149,508,324 | 67,542,998 |
| 経常利益又は経常損失() | 149,508,324 | 67,542,998 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 149,508,324 | 67,542,998 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() | 1,916,179 | 662,206 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 36,244,797 | 92,521,512 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 5,563,071 | 26,427,109 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 5,563,071 | 26,427,109 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 18,997,990 | 13,766,169 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 18,997,990 | 13,766,169 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | 77,880,511 | 87,271,035 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 92,521,512 | 84,792,209 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 当期 | | |
|--------------------|--|--|--|
| 項目 | 自 2021年3月23日 | | |
| | 至 2021年9月22日 | | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 | | |
| | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ | | |
| | たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | | |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評 | 為替予約取引 | | |
| 価方法 | 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって 計算しております。 | | |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 前期 | 当期 | |
|----|-----------|--------------|--------------|--|
| | | 2021年3月22日現在 | 2021年9月22日現在 | |
| 1. | 期首元本額 | 980,872,839円 | 846,030,564円 | |
| | 期中追加設定元本額 | 50,600,155円 | 172,018,183円 | |
| | 期中一部解約元本額 | 185,442,430円 | 89,645,666円 | |
| | | | | |
| 2. | 受益権の総数 | 846,030,564口 | 928,403,081□ | |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 前期 | 当期 | |
|-------------|--------------------------|---------------------------|--|
| 項目 | 自 2020年9月24日 | 自 2021年3月23日 | |
| | 至 2021年3月22日 | 至 2021年9月22日 | |
| 1. 分配金の計算過程 | (自2020年9月24日 至2020年10月22 | (自2021年3月23日 至2021年4月22 | |
| | 日) | 日) | |
| | 計算期間末における費用控除後の配 | 計算期間末における費用控除後の配 | |
| | 当等収益(1,697,513円)、費用控除 | 当等収益(1,397,701円)、費用控除 | |
| | 後、繰越欠損金を補填した有価証券 | 後、繰越欠損金を補填した有価証券 | |
| | 売買等損益(0円)、信託約款に規定 | 売買等損益(53,956,953円)、信託 | |
| | される収益調整金(111,897,394円) | 約款に規定される収益調整金 | |
| | 及び分配準備積立金 (27,997,183 | (105,654,739円)及び分配準備積立 | |
| | 円)より分配対象収益は141,592,090 | 金(38,127,618円)より分配対象収 | |
| | 円(1万口当たり1,473.42円)であ | 益は199,137,011円(1万口当たり | |
| | り、うち1,441,457円(1万口当たり | 2,275.86円)であり、うち1,312,492 | |
| | 15円)を分配金額としております。 | 円(1万口当たり15円)を分配金額と | |
| | | しております。 | |
| | | | |

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(自2020年10月23日 至2020年11月 24日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(1,931,454円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(22,880,849円)、信託 約款に規定される収益調整金

(110,446,664円)及び分配準備積立 金(27,727,005円)より分配対象収 益は162,985,972円(1万口当たり 1,720.40円)であり、うち1,421,052 1,333,430円(1万口当たり15円)を 円(1万口当たり15円)を分配金額と 分配金額としております。 しております。

(自2020年11月25日 至2020年12月 22日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(1,711,018円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(16,212,694円)、信託 約款に規定される収益調整金

(103,263,522円)及び分配準備積立 金(47,261,644円)より分配対象収 益は168,448,878円(1万口当たり 1,908.63円)であり、うち 32,213,518円(1万口当たり365円) を分配金額としております。

(自2020年12月23日 至2021年1月22 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(1,494,282円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(31,396,456円)、信託 約款に規定される収益調整金

(104,378,441円)及び分配準備積立 金(32,286,790円)より分配対象収 益は169,555,969円(1万口当たり 1,915.45円)であり、うち1,327,796 円(1万口当たり15円)を分配金額と しております。

(自2021年4月23日 至2021年5月24 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(0円)、費用控除後、繰越 欠損金を補填した有価証券売買等損 益(0円)、信託約款に規定される収 益調整金(109,455,543円)及び分配 準備積立金(91,548,155円)より分 配対象収益は201,003,698円(1万口 当たり2,261.12円)であり、うち

(自2021年5月25日 至2021年6月22 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(34,803円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(0円)、信託約款に規定 される収益調整金(114,071,372円) 及び分配準備積立金(86,899,501 円)より分配対象収益は201,005,676 円(1万口当たり2,246.94円)であ り、うち45,176,010円(1万口当たり 505円)を分配金額としております。

(自2021年6月23日 至2021年7月26

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(1,582,284円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(27,411,722円)、信託 約款に規定される収益調整金

(120,222,143円)及び分配準備積立 金(41,087,241円)より分配対象収 益は190,303,390円(1万口当たり 2,055.67円)であり、うち1,388,620 円(1万口当たり15円)を分配金額と しております。

(自2021年1月23日 至2021年2月22 日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(935,177円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(2,169,850円)、信託約 款に規定される収益調整金

(101,779,192円)及び分配準備積立金(61,695,532円)より分配対象収益は166,579,751円(1万口当たり1,936.61円)であり、うち1,290,237円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2021年2月23日 至2021年3月22 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(1,484,604円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(15,111,939円)、信託 約款に規定される収益調整金

(100,544,066円)及び分配準備積立金(62,036,090円)より分配対象収益は179,176,699円(1万口当たり2,117.85円)であり、うち40,186,451円(1万口当たり475円)を分配金額としております。

信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 2,678,700円 (自2021年7月27日 至2021年8月23日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(1,629,542円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(17,210,173円)、信託 約款に規定される収益調整金

(121,173,510円)及び分配準備積立 金(67,755,286円)より分配対象収 益は207,768,511円(1万口当たり 2,244.42円)であり、うち1,388,562 円(1万口当たり15円)を分配金額と しております。

(自2021年8月24日 至2021年9月22日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(123,243,787円)及び分配準備積立金(83,756,283円)より分配対象収益は207,000,070円(1万口当たり2,229.63円)であり、うち36,671,921円(1万口当たり395円)を分配金額としております。

信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

(注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 2,818,437円

(金融商品に関する注記)

委託費用

2.

1.金融商品の状況に関する事項

| | 前期 | 当期 |
|-----------------|---|--------------|
| 項目 | 自 2020年9月24日 | 自 2021年3月23日 |
| | 至 2021年3月22日 | 至 2021年9月22日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| | | |

| | | | | | 有価証券報告書(内国投資信 |
|---|-----|-----------------|-------------------------|----|---------------|
| | 2 . | 金融商品の内容及び当該金融商品 | 当ファンドが保有する金融商品の種 | 同左 | |
| | | に係るリスク | 類は、有価証券、デリバティブ取 | | |
| | | | 引、コール・ローン等の金銭債権及 | | |
| | | | び金銭債務であります。当ファンド | | |
| | | | が保有する有価証券の詳細は「附属 | | |
| | | | 明細表」に記載しております。これ | | |
| | | | らは、市場リスク(価格変動リス | | |
| | | | ク、為替変動リスク、金利変動リス | | |
| | | | ク)、信用リスク、及び流動性リス | | |
| | | | クを有しております。 | | |
| | | | また、当ファンドの利用しているデ | | |
| | | | リバティブ取引は、為替予約取引で | | |
| | | | あります。当該デリバティブ取引 | | |
| | | | は、信託財産に属する資産の効率的 | | |
| | | | な運用に資する事を目的とし行って | | |
| | | | おり、為替相場の変動によるリスク | | |
| | | | を有しております。 | | |
| | | | | | |
| ı | 3. | 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプラ | 同左 | |
| | | | イアンス・リスク管理担当部署が、 | | |
| | | | 運用リスクを把握、管理し、その結 | | |
| | | | 果に基づき運用担当部署へ対応の指 | | |
| | | | - 示等を行うことにより、適切な管理 | | |
| | | | を行います。リスク管理に関する委 | | |
| | | | 員会等はこれらの運用リスク管理状 | | |
| | | | 況の報告を受け、総合的な見地から | | |
| | | | 運用状況全般の管理を行います。 | | |
| ı | | | | | |

2.金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | | 前期 | 当期 |
|----|---------------------------------------|------------------|--------------|
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 2021年3月22日現在 | 2021年9月22日現在 |
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその | 貸借対照表上の金融商品は原則とし | 同左 |
| | 差額 | てすべて時価で評価しているため、 | |
| | | 貸借対照表計上額と時価との差額は | |
| | | ありません。 | |
| | | | |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 | 同左 |
| | | 「(重要な会計方針に係る事項に関 | |
| | | する注記)」にて記載しておりま | |
| | | す。 | |
| | | (2)デリバティブ取引 | |
| | | 「(デリバティブ取引等に関する注 | |
| | | 記)」にて記載しております。 | |
| | | (3)上記以外の金融商品 | |
| | | 上記以外の金融商品(コール・ロー | |
| | | ン等の金銭債権及び金銭債務)は短 | |
| | | 期間で決済されるため、帳簿価額は | |
| | | 時価と近似していることから、当該 | |
| | | 帳簿価額を時価としております。 | |
| | | | |

| 3 . | 金融商品の時価等に関する事項に | 金融商品の時価には、市場価格に基 | 同左 |
|-----|-----------------|------------------|----|
| | ついての補足説明 | づく価額のほか、市場価格がない場 | |
| | | 合には合理的に算定された価額が含 | |
| | | まれております。当該価額の算定に | |
| | | おいては一定の前提条件等を採用し | |
| | | ているため、異なる前提条件等に | |
| | | よった場合、当該価額が異なること | |
| | | もあります。また、デリバティブ取 | |
| | | 引に関する契約額等は、あくまでも | |
| | | デリバティブ取引における名目的な | |
| | | 契約額であり、当該金額自体がデリ | |
| | | バティブ取引のリスクの大きさを示 | |
| | | すものではありません。 | |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | 前期 | 当期 | |
|-----------|----------------|--------------|--|
| | 2021年3月22日現在 | 2021年9月22日現在 | |
| 種類 | 最終計算期間の最終計算期間の | | |
| | 損益に含まれた | 損益に含まれた | |
| | 評価差額(円) | 評価差額(円) | |
| 親投資信託受益証券 | 44,784,316 | 39,723,144 | |
| 合計 | 44,784,316 | 39,723,144 | |

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

| E S S S S S S S S S S S S S S S S S S S | | | | | |
|---|-------------|-----------------------|-------------|------------|--|
| | | 前期 2021年3月22日現在 | | | |
| | | | | | |
| 種類 | 契約額等(円) | 契約額等(円) 時価(円) 評価損益(円) | | | |
| | | うち | | | |
| | | 1 年超 | | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | |
| 売建 | 910,023,422 | - | 927,690,264 | 17,666,842 | |
| アメリカ・ドル | 910,023,422 | - | 927,690,264 | 17,666,842 | |
| 合計 | 910,023,422 | - | 927,690,264 | 17,666,842 | |

| | 当期 | | | |
|-----------|---------------------|---------|---------------|-----------|
| | | 2021年9月 | 122日現在 | |
| 種類 | 契約額等(円) 時価(円) 評価損益(| | | 評価損益(円) |
| | | うち | | |
| | | 1 年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 売建 | 1,006,794,835 | - | 1,000,195,560 | 6,599,275 |
| アメリカ・ドル | 1,006,794,835 | 1 | 1,000,195,560 | 6,599,275 |
| 合計 | 1,006,794,835 | - | 1,000,195,560 | 6,599,275 |

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲 値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場の うち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 3. 換算において円未満の端数は切捨てております。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 前期 | 当期 |
|--------------|--------------|--------------|
| | 2021年3月22日現在 | 2021年9月22日現在 |
| 1口当たり純資産額 | 1.1094円 | 1.0913円 |
| (1万口当たり純資産額) | (11,094円) | (10,913円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2021年9月22日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|----------------|-------------|-------------|----|
| 11里犬只 | क्रमार | (円) | (円) | 伸与 |
| 親投資信託受益証券 | 米国好配当株式マザーファンド | 404,104,814 | 982,702,086 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 404,104,814 | 982,702,086 | |
| 合計 | | | 982,702,086 | |

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

【MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 前期 2021年3月22日現在 | 当期 2021年9月22日現在 |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 86,607,022 | 99,237,665 |
| 親投資信託受益証券 | 6,383,486,706 | 6,236,637,271 |
| 未収入金 | 425,000,000 | 364,000,000 |
| 流動資産合計 | 6,895,093,728 | 6,699,874,936 |
| 資産合計 | 6,895,093,728 | 6,699,874,936 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 355,352,117 | 279,509,781 |
| 未払解約金 | 24,537,765 | 9,277,060 |
| 未払受託者報酬 | 286,450 | 312,590 |
| 未払委託者報酬 | 9,739,566 | 10,628,282 |
| その他未払費用 | 18,321 | 19,987 |
| 流動負債合計 | 389,934,219 | 299,747,700 |
| 負債合計 | 389,934,219 | 299,747,700 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 5,685,633,885 | 5,763,088,288 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 819,525,624 | 637,038,948 |
| (分配準備積立金) | 699,183,566 | 660,193,144 |
| 元本等合計 | 6,505,159,509 | 6,400,127,236 |
| 純資産合計 | 6,505,159,509 | 6,400,127,236 |
| 負債純資産合計 | 6,895,093,728 | 6,699,874,936 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | | (11=113) |
|---|------------------------------------|------------------------------------|
| | 前期 自 2020年9月24日 至 2021年3月22日 | 当期 自 2021年3月23日 至 2021年9月22日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 74 | 113 |
| 有価証券売買等損益 | 1,304,270,825 | 571,150,565 |
| 営業収益合計 | 1,304,270,899 | 571,150,678 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 9,039 | 13,799 |
| 受託者報酬 | 1,813,868 | 1,917,673 |
| 委託者報酬 | 61,673,156 | 65,202,383 |
| その他費用 | 116,077 | 122,631 |
| 営業費用合計 | 63,612,140 | 67,256,486 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,240,658,759 | 503,894,192 |
| 経常利益又は経常損失() | 1,240,658,759 | 503,894,192 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 1,240,658,759 | 503,894,192 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() | 17,716,723 | 8,625,762 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 62,225,423 | 819,525,624 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 17,624,882 | 146,311,537 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 17,624,882 | 146,311,537 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 82,209,851 | 127,264,976 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 82,209,851 | 127,264,976 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | 401,056,866 | 696,801,667 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 819,525,624 | 637,038,948 |
| | | |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 当期 | |
|--------------------|-----------------------------------|--|
| 項目 | 自 2021年3月23日 | |
| | 至 2021年9月22日 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 | |
| | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ | |
| | たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 前期 | 当期 |
|----|-----------|----------------|----------------|
| | | 2021年3月22日現在 | 2021年9月22日現在 |
| 1. | 期首元本額 | 6,550,661,373円 | 5,685,633,885円 |
| | 期中追加設定元本額 | 195,409,842円 | 772,204,505円 |
| | 期中一部解約元本額 | 1,060,437,330円 | 694,750,102円 |
| 2. | 受益権の総数 | 5,685,633,885□ | 5,763,088,288□ |

| 2. 受益権の総数 | 5,685,633,885□ | 5,763,088,288口 |
|--------------------|------------------------------|---------------------------|
| (損益及び剰余金計算書に関する注記) | | |
| | 前期 | 当期 |
| 項目 | 自 2020年9月24日 | 自 2021年3月23日 |
| An An | 至 2021年3月22日 | 至 2021年9月22日 |
| 1. 分配金の計算過程 | (自2020年9月24日 至2020年10月22 | |
| 1. 万低金炒引穿遮住 | * | 日) |
| | 日) | |
| | 計算期間末における費用控除後の配 | 計算期間末における費用控除後の配 |
| | 当等収益(11,150,417円)、費用控 | 当等収益(9,667,511円)、費用控除 |
| | 除後、繰越欠損金を補填した有価証 | 後、繰越欠損金を補填した有価証券 |
| | 券売買等損益(0円)、信託約款に規 | |
| | 定される収益調整金 (519,207,988 | 約款に規定される収益調整金 |
| | 円)及び分配準備積立金 | (512,333,624円)及び分配準備積立 |
| | (633,520,566円)より分配対象収益 | |
| | は1,163,878,971円(1万口当たり | 益は1,523,150,237円(1万口当たり |
| | 1,796.04円)であり、うち9,720,336 | 2,627.89円)であり、うち8,694,123 |
| | 円(1万口当たり15円)を分配金額と | 円(1万口当たり15円)を分配金額と |
| | しております。 | しております。 |
| | | |
| | (自2020年10月23日 至2020年11月 | (自2021年4月23日 至2021年5月24 |
| | 24日) | 日) |
| | 計算期間末における費用控除後の配 | 計算期間末における費用控除後の配 |
| | 当等収益(12,327,921円)、費用控 | 当等収益(8,679,004円)、費用控除 |
| | 除後、繰越欠損金を補填した有価証 | 後、繰越欠損金を補填した有価証券 |
| | 券売買等損益(0円)、信託約款に規 | 売買等損益(43,409,303円)、信託 |
| | 定される収益調整金(506,328,116 | 約款に規定される収益調整金 |
| | 円)及び分配準備積立金 | (519,055,001円)及び分配準備積立 |
| | (608,100,837円)より分配対象収益 | |
| | は1,126,756,874円(1万口当たり | 益は1,563,875,222円(1万口当たり |
| | 1,800.88円)であり、うち9,385,030 | |
| | 円(1万口当たり15円)を分配金額と | |
| | しております。 | しております。 |
| | | |
| I | I I | ı |

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(自2020年11月25日 至2020年12月 22日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,304,333円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(491,060,328円)及び分配準備積立金

(589,562,974円)より分配対象収益は1,090,927,635円(1万口当たり1,802.95円)であり、うち9,076,176円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2020年12月23日 至2021年1月22日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(9,943,972円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(55,460,363円)、信託 約款に規定される収益調整金

(477,707,097円)及び分配準備積立金(572,645,140円)より分配対象収益は1,115,756,572円(1万口当たり1,899.30円)であり、うち8,811,845円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2021年1月23日 至2021年2月22 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(9,208,021円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(132,461,298円)、信託 約款に規定される収益調整金

(478,586,746円)及び分配準備積立 金(615,829,617円)より分配対象収 益は1,236,085,682円(1万口当たり 2,128.40円)であり、うち8,711,362 円(1万口当たり15円)を分配金額と しております。 (自2021年5月25日 至2021年6月22 日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,067,290円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(45,790,365円)、信託約款に規定される収益調整金(543,602,078円)及び分配準備積立金(1,002,918,595円)より分配対象収益は1,601,378,328円(1万口当た

(自2021年6月23日 至2021年7月26 日)

382,564,234円(1万口当たり665円)

リ2,783.62円)であり、うち

を分配金額としております。

計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,473,257円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(231,875,770円)、信託約款に規定される収益調整金(569,047,249円)及び分配準備積立金(663,270,309円)より分配対象収益は1,474,666,585円(1万口当たり2,535.54円)であり、うち8,723,969円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2021年7月27日 至2021年8月23 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(10,077,373円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(74,522,529円)、信 託約款に規定される収益調整金 (574,284,857円)及び分配準備積立

金(876,148,722円)より分配対象収益は1,535,033,481円(1万口当たり2,667.76円)であり、うち8,630,992円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

| | | 有仙祉分牧古者 (内国投 頁 后 |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| | (自2021年2月23日 至2021年3月22 | (自2021年8月24日 至2021年9月22 |
| | 日) | 日) |
| | 計算期間末における費用控除後の配 | 計算期間末における費用控除後の配 |
| | 当等収益(10,827,699円)、費用控 | 当等収益(0円)、費用控除後、繰越 |
| | 除後、繰越欠損金を補填した有価証 | 欠損金を補填した有価証券売買等損 |
| | 券売買等損益(314,780,703円)、信 | 益(0円)、信託約款に規定される収 |
| | 託約款に規定される収益調整金 | 益調整金 (589,206,252円)及び分配 |
| | (472,718,487円)及び分配準備積立 | 準備積立金(939,702,925円)より分 |
| | 金(728,927,281円)より分配対象収 | 配対象収益は1,528,909,177円(1万 |
| | 益は1,527,254,170円(1万口当たり | 口当たり2,652.93円)であり、うち |
| | 2,686.16円)であり、うち | 279,509,781円(1万口当たり485円) |
| | 355,352,117円(1万口当たり625円) | を分配金額としております。 |
| | を分配金額としております。 | |
| | | |
| 2. 委託費用 | 信託財産の運用の指図にかかわる権 | 信託財産の運用の指図にかかわる権 |
| | 限の全部または一部を委託するため | 限の全部または一部を委託するため |
| | に要する費用として委託者報酬の中 | に要する費用として委託者報酬の中 |
| | から支弁している額 | から支弁している額 |
| | (注)当該金額は、親投資信託の運 | (注)当該金額は、親投資信託の運 |
| | 用の指図に係る権限を委託するため | 用の指図に係る権限を委託するため |
| | に要する費用として委託者報酬の中 | に要する費用として委託者報酬の中 |
| | から支弁している額のうち、信託財 | から支弁している額のうち、信託財 |
| | 産に属する額になっております。 | 産に属する額になっております。 |
| | 17,926,269円 | 18,874,521円 |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| | 前期 | 当期 |
|--------------------------|---|--------------|
| 項目 | 自 2020年9月24日 | 自 2021年3月23日 |
| | 至 2021年3月22日 | 至 2021年9月22日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |

| | | | _ | п |
|----|----------------|------------------|----|---|
| 3. | 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプラ | 同左 | |
| | | イアンス・リスク管理担当部署が、 | | |
| | | 運用リスクを把握、管理し、その結 | | |
| | | 果に基づき運用担当部署へ対応の指 | | |
| | | 示等を行うことにより、適切な管理 | | |
| | | を行います。リスク管理に関する委 | | |
| | | 員会等はこれらの運用リスク管理状 | | |
| | | 況の報告を受け、総合的な見地から | | |
| | | 運用状況全般の管理を行います。 | | |

2.金融商品の時価等に関する事項

| 百日 | | 前期 | 当期 |
|----|-----------------------|--|--------------|
| | 項目 | 2021年3月22日現在 | 2021年9月22日現在 |
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその 差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、 | 同左 |
| | 左領 | 貸借対照表計上額と時価との差額は | |
| | | | |
| | | ありません。 | |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関 する注記)」にて記載しておりま | 同左 |
| | | क े | |
| | | (2)デリバティブ取引 | |
| | | 該当事項はありません。 | |
| | | (3)上記以外の金融商品 | |
| | | 上記以外の金融商品(コール・ロー | |
| | | ン等の金銭債権及び金銭債務)は短 | |
| | | 期間で決済されるため、帳簿価額は | |
| | | 時価と近似していることから、当該 | |
| | | 帳簿価額を時価としております。 | |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項に | 金融商品の時価には、市場価格に基 | 同左 |
| | ついての補足説明 | づく価額のほか、市場価格がない場 | |
| | | 合には合理的に算定された価額が含 | |
| | | まれております。当該価額の算定に | |
| | | おいては一定の前提条件等を採用し | |
| | | ているため、異なる前提条件等に | |
| | | よった場合、当該価額が異なること | |
| | | もあります。 | |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | 前期 | 当期 | |
|-----------|--------------|--------------|--|
| | 2021年3月22日現在 | 2021年9月22日現在 | |
| 種類 | 最終計算期間の | 最終計算期間の | |
| | 損益に含まれた | 損益に含まれた | |
| | 評価差額(円) | 評価差額(円) | |
| 親投資信託受益証券 | 309,572,959 | 252,614,842 | |
| 合計 | 309,572,959 | 252,614,842 | |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 前期 | 当期 | |
|--------------|--------------------------|-----------|--|
| | 2021年3月22日現在 2021年9月22日現 | | |
| 1口当たり純資産額 | 1.1441円 | 1.1105円 | |
| (1万口当たり純資産額) | (11,441円) | (11,105円) | |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2021年9月22日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|----------------|---------------|---------------|----|
| 作里光貝 | | (円) | (円) | 湘雪 |
| 親投資信託受益証券 | 米国好配当株式マザーファンド | 2,564,617,679 | 6,236,637,271 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 2,564,617,679 | 6,236,637,271 | |
| 合計 | | | 6,236,637,271 | |

⁽注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり」、「MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし」は、「米国好配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(単位:円)

| | 2021年9月22日現在 |
|-------------|----------------|
| - 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 61,551,403 |
| コール・ローン | 45,371,479 |
| 株式 | 10,215,412,563 |
| 投資証券 | 640,639,210 |
| 派生商品評価勘定 | 2,158,580 |
| 未収入金 | 396,638,944 |
| 未収配当金 | 9,294,305 |
| 流動資産合計 | 11,371,066,484 |
| 資産合計 | 11,371,066,484 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 404,000,000 |
| 流動負債合計 | 404,000,000 |
| 負債合計 | 404,000,000 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 4,509,897,296 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 6,457,169,188 |
| 元本等合計 | 10,967,066,484 |
| 純資産合計 | 10,967,066,484 |
| 負債純資産合計 | 11,371,066,484 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | • | £ |
|----|---|--|
| 項目 | | 自 2021年3月23日 |
| | | 至 2021年9月22日 |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 |
| | | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ |
| | | たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ |
| | | いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 |
| | | 配相場に基づいて評価しております。 |
| | | |
| | | 投資証券 |
| | | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ |
| | | たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ |
| | | いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 |
| | | - 配相場に基づいて評価しております。 |
| | | - |
| 2. | デリバティブ等の評価基準及び評 | 為替予約取引 |
| | 価方法 | 「原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって |
| | | 計算しております。 |
| | | |
| 3. | 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 |
| • | NEW SELECTION OF THE PROPERTY | ^ ^ ^ ^ ~ ~ ~ ~ ~ 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 |
| | | しております。 |
| | | |
| 4. | その他財務諸表作成のための基本 | 外貨建取引等の処理基準 |
| | となる重要な事項 | ハスペースコングスイェー 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に |
| | 2.00至文:07次 | グラグラ グラグ グラ グラグ グラグ グラグ グラグ グラグ グラグ グラグ グラグ グラグ グラ |
| | | 第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 |
| | | おいいっ/おいぶ及び凹おいボにひにがして深昇してのけるり。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 項目 | 2021年9月22日現在 |
|----|----------------------------------|----------------|
| 1. | 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元 | 4,867,389,551円 |
| | 本額 | |
| | 同期中追加設定元本額 | 280,716,313円 |
| | 同期中一部解約元本額 | 638,208,568円 |
| | 元本の内訳 | |
| | ファンド名 | |
| | MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり | 404,104,814円 |
| | MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし | 2,564,617,679円 |
| | MHAM米国好配当株式ファンド(年1回決算型)為替ヘッジあり | 250,868,966円 |
| | MHAM米国好配当株式ファンド(年1回決算型)為替ヘッジなし | 1,290,305,837円 |
| | 計 | 4,509,897,296円 |
| | | |
| 2. | 受益権の総数 | 4,509,897,296□ |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 2021年3月23日 |
|----|--------------|
| | 至 2021年9月22日 |

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | 2021年9月22日現在 |
|----|-------------------------|--|
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸 |
| | 差額 | 借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 2021年9月22日現在 | |
|------|---------------|--|
| | 当期の | |
| | 損益に含まれた | |
| | 評価差額(円) | |
| 株式 | 1,616,438,119 | |
| 投資証券 | 142,372,002 | |
| 合計 | 1,758,810,121 | |

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2020年9月24日から2021年9月22日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

| | 2021年9月22日現在 | | | |
|-----------|--------------|------|-------------|-----------|
| 種類 | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | うち | | |
| | | 1 年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 売建 | 406,265,180 | - | 404,106,600 | 2,158,580 |
| アメリカ・ドル | 406,265,180 | - | 404,106,600 | 2,158,580 |
| 合計 | 406,265,180 | - | 404,106,600 | 2,158,580 |

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1 . 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 3. 換算において円未満の端数は切捨てております。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 2021年9月22日現在 |
|--------------|--------------|
| 1口当たり純資産額 | 2.4318円 |
| (1万口当たり純資産額) | (24,318円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

2021年9月22日現在

| 通貨 | 銘柄 株式数 | +#-+ | 評価額 | | /#. * * |
|------------|-----------------------------|--------|---------|---------------|--------------------|
| 迪 貝 | | イボエレダス | 単価 | 金額 | 備考 |
| アメリカ・ドル | INTL BUSINESS MACHINES CORP | 7,532 | 132.970 | 1,001,530.040 | |
| | CHUBB LTD | 8,067 | 175.800 | 1,418,178.600 | |
| | HONEYWELL INTERNATIONAL INC | 5,278 | 214.900 | 1,134,242.200 | |
| | AMGEN INC | 3,854 | 215.360 | 829,997.440 | |
| | AMERICAN EXPRESS CO | 4,347 | 163.270 | 709,734.690 | |

| | | | 有価証券 | 報告書(内国投資信 |
|-------------------------------|--------|---------|---------------|-----------|
| APPLE INC | 31,826 | 143.430 | 4,564,803.180 | |
| ARCHER-DANIELS-MIDLAND | 8,712 | 60.020 | 522,894.240 | |
| AMEREN CORP | 13,478 | 82.920 | 1,117,595.760 | |
| BRISTOL-MYERS SQUIBB CO | 31,773 | 60.330 | 1,916,865.090 | |
| SEMPRA ENERGY | 7,386 | 130.470 | 963,651.420 | |
| JPMORGAN CHASE & CO | 12,888 | 152.980 | 1,971,606.240 | |
| CISCO SYSTEMS INC | 44,548 | 55.260 | 2,461,722.480 | |
| COCA-COLA CO/THE | 29,707 | 54.050 | 1,605,663.350 | |
| CMS ENERGY CORP | 9,326 | 61.660 | 575,041.160 | |
| CUMMINS INC | 4,133 | 219.540 | 907,358.820 | |
| COGNIZANT TECHNOLOGY | | | | |
| SOLUTIONS | 16,698 | 74.510 | 1,244,167.980 | |
| TARGET CORP | 6,222 | 241.310 | 1,501,430.820 | |
| MORGAN STANLEY | 12,359 | 98.300 | 1,214,889.700 | |
| REPUBLIC SERVICES INC | 15,988 | 123.520 | 1,974,837.760 | |
| EATON CORP PLC | 11,430 | 154.590 | 1,766,963.700 | |
| ECOLAB INC | 5,004 | 217.910 | 1,090,421.640 | |
| NEXTERA ENERGY INC | 10,804 | 81.920 | 885,063.680 | |
| M&T BANK CORP | 13,122 | 133.390 | 1,750,343.580 | |
| L3HARRIS TECHNOLOGIES INC | 5,848 | 219.990 | 1,286,501.520 | |
| JUNIPER NETWORKS INC | 16,787 | 27.410 | 460,131.670 | |
| HOME DEPOT INC | 4,422 | 334.220 | 1,477,920.840 | |
| ILLINOIS TOOL WORKS | 6,904 | 213.760 | 1,475,799.040 | |
| INTERNATIONAL PAPER CO | 28,891 | 55.220 | 1,595,361.020 | |
| JOHNSON & JOHNSON | 15,443 | 164.530 | 2,540,836.790 | |
| KLA CORPORATION | 2,944 | 356.580 | 1,049,771.520 | |
| DEVON ENERGY CORP | 16,896 | 28.490 | 481,367.040 | |
| KIMBERLY-CLARK CORP | 5,139 | 134.500 | 691,195.500 | |
| BLACKROCK INC/NEW YORK | 1,305 | 845.240 | 1,103,038.200 | |
| ELI LILLY & CO | 9,769 | 230.170 | 2,248,530.730 | |
| AGILENT TECHNOLOGIES INC | 5,128 | 171.440 | 879,144.320 | |
| MCCORMICK & CO INC | 8,647 | 85.470 | 739,059.090 | |
| MCDONALD'S CORPORATION | 9,906 | 240.500 | 2,382,393.000 | |
| MARSH & MCLENNAN COS | 4,387 | 155.590 | 682,573.330 | |
| METLIFE INC | 19,198 | 58.470 | 1,122,507.060 | |
| MEDTRONIC PLC | 11,904 | 127.840 | 1,521,807.360 | |
| CVS HEALTH CORP | 11,680 | 83.930 | 980,302.400 | |
| MICROSOFT CORP | 23,832 | 294.800 | 7,025,673.600 | |
| XCEL ENERGY INC | 10,270 | 63.290 | 649,988.300 | |
| NEW YORK TIMES CO -CL A | 17,093 | 49.810 | 851,402.330 | |
| NORFOLK SOUTHERN CORP | 4,068 | 239.240 | 973,228.320 | |
| PROCTER & GAMBLE CO | 10,052 | 143.110 | 1,438,541.720 | |
| ACCENTURE PLC-CL A | 5,645 | 331.150 | 1,869,341.750 | |
| MONDELEZ INTERNATIONAL INC | 20,147 | 60.220 | 1,213,252.340 | |
| FIDELITY NATIONAL INFORMATION | 10,421 | 121.380 | 1,264,900.980 | |

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| | | | | 1月 川 山 万 円 | 双口首(四四双列口 |
|---------|----------------------------|---------|---------|------------------|-----------|
| | ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC | 6,862 | 142.760 | 979,619.120 | |
| | ADVANCE AUTO PARTS | 4,892 | 205.660 | 1,006,088.720 | |
| | TRUIST FINANCIAL CORP | 40,625 | 53.670 | 2,180,343.750 | |
| | AT&T INC | 63,582 | 26.960 | 1,714,170.720 | |
| | CHEVRON CORP | 27,216 | 94.850 | 2,581,437.600 | |
| | STARBUCKS CORP | 11,077 | 112.220 | 1,243,060.940 | |
| | TEXAS INSTRUMENTS INC | 10,756 | 192.960 | 2,075,477.760 | |
| | UNION PACIFIC CORP | 6,868 | 196.610 | 1,350,317.480 | |
| | UNITEDHEALTH GROUP INC | 4,290 | 412.340 | 1,768,938.600 | |
| | WALMART INC | 13,010 | 143.020 | 1,860,690.200 | |
| | TE CONNECTIVITY LTD | 6,977 | 138.240 | 964,500.480 | |
| | AMERICAN WATER WORKS CO | 9,475 | 178.460 | 1,690,908.500 | |
| | MARVELL TECHNOLOGY INC | 17,782 | 61.030 | 1,085,235.460 | |
| | LINDE PLC | 6,218 | 304.960 | 1,896,241.280 | |
| アメリカ・ドル | 小計 | 830,838 | | 93,530,603.950 | |
| | | | | (10,215,412,563) | |
| 合計 | | 830,838 | | 10,215,412,563 | |
| | | | | (10,215,412,563) | |

(2)株式以外の有価証券

2021年9月22日現在

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------|---------|----------------------------------|------------|---------------|----|
| 投資証券 | アメリカ・ドル | ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT | 5,604.000 | 1,091,266.920 | |
| | | AMERICAN TOWER CORP | 2,532.000 | 739,014.840 | |
| | | AVALONBAY COMMUNITIES INC | 4,426.000 | 976,862.460 | |
| | | BOSTON PROPERTIES INC | 4,469.000 | 486,227.200 | |
| | | CAMDEN PROPERTY TRUST | 6,543.000 | 982,431.450 | |
| | | HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC | 17,979.000 | 471,768.960 | |
| | | VENTAS INC | 19,837.000 | 1,118,013.320 | |
| | アメリカ・ドル | 小計 | 61,390.000 | 5,865,585.150 | |
| | | | | (640,639,210) | |
| 投資証券 合計 | t | | 61,390 | 640,639,210 | |
| | | | | (640,639,210) | |
| 合計 | | | | 640,639,210 | |
| | | | | (640,639,210) | |

(注)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 1.各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3 . 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式時価比率(%) | 組入 投資証券 時価比率 (%) | 有価証券の合計金額に 対する比率 (%) |
|----|-----|-------------|---------------------------|----------------------------|
|----|-----|-------------|---------------------------|----------------------------|

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| アメリカ・ドル | 株式 | 63銘柄 | 93.15 | - | 100.00 |
|---------|------|------|-------|------|--------|
| | 投資証券 | 7銘柄 | - | 5.84 | |

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジあり

2021年9月30日現在

| 資産総額 | 1,047,788,561円 |
|----------------|----------------|
| 負債総額 | 19,640,000円 |
| 純資産総額(-) | 1,028,148,561円 |
| 発行済数量 | 935,886,427□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0986円 |

MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし

2021年9月30日現在

| 資産総額 | 6,666,566,610円 |
|----------------|----------------|
| 負債総額 | 19,198,963円 |
| 純資産総額(-) | 6,647,367,647円 |
| 発行済数量 | 5,805,191,274□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.1451円 |

(参考)

米国好配当株式マザーファンド

2021年9月30日現在

| 資産総額 | 11,514,638,898円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 0円 |
| 純資産総額(-) | 11,514,638,898円 |
| 発行済数量 | 4,585,461,114□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 2.5111円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された 場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合 その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に 再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額(2021年9月30日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2021年9月30日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締 役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役 の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の 決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役 会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業) ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。ま た、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2021年9月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額(単位:円) |
|------------|-------|--------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 26 | 1,477,811,772,523 |
| 追加型株式投資信託 | 830 | 15,745,450,676,086 |
| 単位型公社債投資信託 | 28 | 60,443,549,223 |
| 単位型株式投資信託 | 218 | 1,335,153,410,848 |
| 合計 | 1,102 | 18,618,859,408,680 |

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第36期事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| | | 第35期 | |
|-----------|-------|----------------|----------------|
| | | (2020年3月31日現在) | (2021年3月31日現在) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 32,932,013 | 36,734,502 |
| 金銭の信託 | | 28,548,165 | 25,670,526 |
| 有価証券 | | 996 | - |
| 未収委託者報酬 | | 11,487,393 | 16,804,456 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,674,225 | 5,814,654 |
| 未収投資助言報酬 | | 331,543 | 317,567 |
| 未収収益 | | 11,674 | 7,412 |
| 前払費用 | | 480,129 | 724,591 |
| その他 | | 2,815,351 | 2,419,487 |
| | 流動資産計 | 81,281,494 | 88,493,198 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | 1,278,455 | 1,119,327 |
| 建物 | | 1 1,006,793 | 1 915,815 |
| 器具備品 | | 1 270,768 | 1 202,902 |
| 建設仮勘定 | | 894 | 609 |
| 無形固定資産 | | 3,524,781 | 3,991,834 |
| ソフトウエア | | 3,299,065 | 2,878,179 |
| ソフトウエア仮勘定 | | 221,784 | 1,109,723 |
| 電話加入権 | | 3,931 | 3,931 |
| 投資その他の資産 | | 9,482,127 | 11,153,554 |
| 投資有価証券 | | 261,361 | 261,360 |
| 関係会社株式 | | 5,299,196 | 5,299,196 |
| 長期差入保証金 | | 1,302,402 | 1,324,203 |
| 繰延税金資産 | | 2,508,004 | 3,676,823 |
| その他 | | 111,162 | 591,970 |
| | 固定資産計 | 14,285,364 | 16,264,717 |
| 資産合計 | | 95,566,859 | 104,757,915 |

| | 第35期 | 第36期 |
|--------------|----------------|----------------|
| (台唐の前) | (2020年3月31日現在) | (2021年3月31日現在) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | 0.700.000 | 2 702 000 |
| 預り金 | 3,702,906 | 3,730,283 |
| 未払金 | 4,803,140 | 7,337,541 |
| 未払収益分配金 | 966 | 846 |
| 未払償還金 | 9,999 | 9,999 |
| 未払手数料 | 4,582,140 | 6,889,193 |
| その他未払金 | 210,034 | 437,502 |
| 未払費用 | 6,673,320 | 9,713,972 |
| 未払法人税等 | 4,090,268 | 4,199,922 |
| 未払消費税等 | 1,338,183 | 2,106,617 |
| 賞与引当金 | 1,373,328 | 1,789,597 |
| 役員賞与引当金 | 65,290 | 76,410 |
| 流動負債計 | 22,046,438 | 28,954,345 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,118,947 | 2,292,486 |
| 時効後支払損引当金 | 174,139 | 157,945 |
| 固定負債計 | 2,293,087 | 2,450,431 |
| 負債合計 | 24,339,526 | 31,404,777 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | 19,552,957 | 19,552,957 |
| 資本準備金 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| その他資本剰余金 | 17,124,479 | 17,124,479 |
| 利益剰余金 | 49,674,383 | 51,800,187 |
| 利益準備金 | 123,293 | 123,293 |
| その他利益剰余金 | 49,551,090 | 51,676,893 |
| 別途積立金 | 31,680,000 | 31,680,000 |
| 繰越利益剰余金 | 17,871,090 | 19,996,893 |
| 株主資本計 | 71,227,341 | 73,353,144 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 7 | 6 |
| 評価・換算差額等計 | 7 | 6 |
| 純資産合計 | 71,227,333 | 73,353,137 |
| 負債・純資産合計 | 95,566,859 | 104,757,915 |

(2)【損益計算書】

| (単位:十四年) | | | | | |
|---|-------------------------------|-------------|----------------------|-------------|--|
| | 第35期 | 910 | 第36期 (自 2020年4月1日 | | |
| | (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | | 至 2021年3月31日) | | |
| | 主 2020年37 | 33147 | 主 2021年3 | 7314) | |
| | 04 400 075 | | 00 005 000 | | |
| 委託者報酬 | 84,426,075 | | 89,905,293 | | |
| 運用受託報酬 | 16,912,305 | | 17,640,234 | | |
| 投資助言報酬 | 1,208,954 | | 1,103,477 | | |
| その他営業収益 | 68,156 | | 781,735 | | |
| 営業収益計 | | 102,615,492 | | 109,430,741 | |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | 34,980,736 | | 37,003,102 | | |
| 広告宣伝費 | 340,791 | | 424,598 | | |
| 公告費 | 375 | | 400 | | |
| 調査費 | 25,132,268 | | 30,794,092 | | |
| 調査費 | 10,586,542 | | 11,302,420 | | |
| 委託調査費 | 14,545,725 | | 19,491,671 | | |
| 委託計算費 | 698,723 | | 543,135 | | |
| 営業雑経費 | 990,002 | | 938,891 | | |
| 通信費 | 44,209 | | 46,358 | | |
| 印刷費 | 738,330 | | 680,272 | | |
| 協会費 | 71,386 | | 71,361 | | |
| 諸会費 | 22,790 | | 23,936 | | |
| 支払販売手数料 | 113,286 | | 116,962 | | |
| 営業費用計 | 1.10,200 | 62,142,897 | 1.0,002 | 69,704,220 | |
| 一般管理費 | | 02,112,007 | | 00,101,220 | |
| | 10,817,861 | | 10,586,117 | | |
| ~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 174,795 | | 163,394 | | |
| 給料・手当 | 9,087,800 | | 9,030,562 | | |
| 賞与 | 1,555,264 | | 1,392,160 | | |
| 交際費 | 40,436 | | 8,168 | | |
| 寄付金 | 8,906 | | 7,757 | | |
| 旅費交通費 | 320,037 | | 50,081 | | |
| 脱臭交通員 租税公課 | | | 912,570 | | |
| | 651,265 1,479,503 | | 1,499,753 | | |
| | | | | | |
| 退職給付費用 | 505,189 | | 524,845 | | |
| 固定資産減価償却費 | 882,526 | | 1,078,185 | | |
| 福利厚生費 | 44,352 | | 44,004 | | |
| 修繕費 | 1,843 | | 777 | | |
| 賞与引当金繰入額 | 1,373,328 | | 1,789,597 | | |
| 役員賞与引当金繰入額 | 65,290 | | 76,410 | | |
| 機器リース料 | 233 | | 208 | | |
| 事務委託費 | 3,625,424 | | 3,793,883 | | |
| 事務用消耗品費 | 104,627 | | 68,534 | | |
| 器具備品費 | 1,620 | | 548 | | |
| 諸経費 | 197,094 | | 152,830 | | |
| 一般管理費計 | | 20,119,543 | | 20,594,276 | |
| 営業利益 | | 20,353,050 | | 19,132,244 | |

| | 第35 (自 2019 [£] | 5期 | 第36期 (自 2020年4月1日 | |
|--------------|-----------------------------|----------------|----------------------|------------|
| | = | 丰3月31日) | | 年3月31日) |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 4,440 | | 27,079 | |
| 受取配当金 | 11,185 | | 2,356 | |
| 時効成立分配金・償還金 | 49,164 | | 362 | |
| 投資信託償還益 | 5,528 | | - | |
| 為替差益 | - | | 7,314 | |
| 金銭の信託運用益 | - | | 1,229,697 | |
| 受取負担金 | 297,886 | | - | |
| 雑収入 | 7,394 | | 13,505 | |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 3,473 | | 13,011 | |
| 営業外収益計 | | 379,073 | | 1,293,326 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | 19,750 | | - | |
| 投資信託償還損 | 1 | | 3 | |
| 金銭の信託運用損 | 169,505 | | - | |
| システム解約料 | 31,680 | | - | |
| 早期割増退職金 | - | | 48,755 | |
| 雑損失 | 104 | | 5 | |
| 営業外費用計 | | 221,042 | | 48,764 |
| 経常利益 | | 20,511,082 | | 20,376,806 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | 1,169,758 | | - | |
| 特別利益計 | | 1,169,758 | | - |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 1 16,085 | | 1 1,511 | |
| 特別損失計 | | 16,085 | | 1,511 |
| 税引前当期純利益 | | 21,664,754 | | 20,375,294 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 7,045,579 | | 7,418,311 |
| 法人税等調整額 | | 385,835 | | 1,168,820 |
| 法人税等合計 | | 6,659,743 | | 6,249,491 |
| 当期純利益 | | 15,005,011 | | 14,125,803 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| | | 株主資本 | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|------------|-------------|---------|------------|-------------|-------------|------------|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他和 | 川益剰余金 | | 株主資本 |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余 金合計 | 利益 準備金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | 合計 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 31,680,000 | 14,146,079 | 45,949,372 | 67,502,329 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 11,280,000 | 11,280,000 | 11,280,000 |
| 当期純利益 | | | | | | | 15,005,011 | 15,005,011 | 15,005,011 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 3,725,011 | 3,725,011 | 3,725,011 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 31,680,000 | 17,871,090 | 49,674,383 | 71,227,341 |

| | 評価・換 | 算差額等 | | |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|--|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産 合計 | |
| 当期首残高 | 846,755 | 846,755 | 68,349,085 | |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 11,280,000 | |
| 当期純利益 | | | 15,005,011 | |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 846,763 | 846,763 | 846,763 | |
| 当期変動額合計 | 846,763 | 846,763 | 2,878,247 | |
| 当期末残高 | 7 | 7 | 71,227,333 | |

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| | | ····································· | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|---------------------------------------|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|------------|------------|
| | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | | | | | その他和 | 引益剰余金 | | 株主資本 |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余 金合計 | 利益 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | 合計 | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 31,680,000 | 17,871,090 | 49,674,383 | 71,227,341 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 12,000,000 | 12,000,000 | 12,000,000 |
| 当期純利益 | | | | | | | 14,125,803 | 14,125,803 | 14,125,803 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 2,125,803 | 2,125,803 | 2,125,803 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 31,680,000 | 19,996,893 | 51,800,187 | 73,353,144 |

| | 評価・換 | 算差額等 | |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産 合計 |
| 当期首残高 | 7 | 7 | 71,227,333 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 12,000,000 |
| 当期純利益 | | | 14,125,803 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 1 | 1 | 1 |
| 当期変動額合計 | 1 | 1 | 2,125,804 |
| 当期末残高 | 6 | 6 | 73,353,137 |

重要な会計方針

| 三女の女们刀列 | |
|---------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価 方法 | (1)子会社株式及び関連会社株式 :移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの:決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定) 時価のないもの:移動平均法による原価法 |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1)有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備について は、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額の期間帰属方法退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 6.消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっておりま す。 |
| | |

(未適用の会計基準等)

- 1. 収益認識に関する会計基準等
- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会 計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業 会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2)適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

| | 第35期 (2020年3月31日現在) | 第36期 (2021年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 320,020 | 407,133 |
| 器具備品 | 949,984 | 978,763 |

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

| | 第35期 | 第36期 |
|--------|---------------|---------------|
| | (自 2019年4月 1日 | (自 2020年4月 1日 |
| | 至 2020年3月31日) | 至 2021年3月31日) |
| 建物 | - | 944 |
| 器具備品 | 9,609 | 566 |
| ソフトウエア | 6,475 | - |

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| · / · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | |
|---|------------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総 額(千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
| 2019年6月20日 | 普通株式 | | | | |
| 定時株主総会 | A種種類 株式 | 11,280,000 | 282,000 | 2019年3月31日 | 2019年6月21日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総 額(千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月17日 定時株主総会 | | 利益剰余金 | 12,000,000 | 300,000 | 2020年3月31日 | 2020年6月18日 |

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | ı | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総 額(千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|------------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月17日 | 普通株式 | 12 000 000 | 200,000 | 2020年3月31日 | 2020年6月18日 |
| 定時株主総会 | A種種類 株式 | 12,000,000 | 300,000 | 2020年3月31日 | 2020年0月18日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2021年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総 額(千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------------------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月16日 定時株主総会 | 普通 株式 A種種 類株式 | 利益剰余金 | 11,280,000 | 282,000 | 2021年3月31日 | 2021年6月17日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の 株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

第35期(2020年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|------------|------------|------|
| | (千円) | (千円) | (千円) |
| (1)現金・預金 | 32,932,013 | 32,932,013 | - |
| (2)金銭の信託 | 28,548,165 | 28,548,165 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 11,487,393 | 11,487,393 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,674,225 | 4,674,225 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 2,988 | 2,988 | - |
| 資産計 | 77,644,787 | 77,644,787 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,582,140 | 4,582,140 | - |
| 負債計 | 4,582,140 | 4,582,140 | - |

第36期(2021年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|------------|------------|------|
| | (千円) | (千円) | (千円) |
| (1)現金・預金 | 36,734,502 | 36,734,502 | |
| (2)金銭の信託 | 25,670,526 | 25,670,526 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 16,804,456 | 16,804,456 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 5,814,654 | 5,814,654 | - |
| (5)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,990 | 1,990 | - |
| 資産計 | 85,026,130 | 85,026,130 | - |
| (1)未払手数料 | 6,889,193 | 6,889,193 | 1 |
| 負債計 | 6,889,193 | 6,889,193 | - |

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている 有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

| | | (1) |
|--------|----------------|----------------|
| 区八 | 第35期 | 第36期 |
| 区分 | (2020年3月31日現在) | (2021年3月31日現在) |
| 非上場株式 | 259,369 | 259,369 |
| 関係会社株式 | 5,299,196 | 5,299,196 |

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、 時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有 価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 第35期(2020年3月31日現在)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------------------------------|--------------|-----------------|---------------|--------------|
| (1)現金・預金 | 32,932,013 | - | - | - |
| (2)金銭の信託 | 28,548,165 | - | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 11,487,393 | - | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,674,225 | - | - | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | 996 | 994 | 997 | - |

第36期(2021年3月31日現在)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------------------------|----------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1)現金・預金 | 36,734,502 | - (113) | - (113) | - (113) |
| (2)金銭の信託 | 25,670,526 | - | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 16,804,456 | - | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 5,814,654 | - | - | - |
| (5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | - | 1,990 | - | - |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円、第36期の貸借対照表計上額5,299,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(2020年3月31日現在)

(千円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|-------|----|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | | | |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 2,988 | 3,000 | 11 |
| 小計 | 2,988 | 3,000 | 11 |
| 合計 | 2,988 | 3,000 | 11 |

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第36期(2021年3月31日現在)

(千円)

| | | | (113) |
|--------------------------|------------------------|-------|-------|
| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | | | |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 1,990 | 2,000 | 9 |
| 小計 | 1,990 | 2,000 | 9 |
| 合計 | 1,990 | 2,000 | 9 |

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 区分 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|------|-------------|-----------------|-----------------|
| 株式 | 1,298,377 | 1,169,758 | - |
| 投資信託 | 159,526 | 5,528 | 1 |

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|------|---------|---------|
| | (千円) | (千円) | (千円) |
| 投資信託 | 996 | - | 3 |

(注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円) 第35期 第36期 (自 2019年4月 1日 (自 2020年4月 1日 至 2020年3月31日) 至 2021年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2,289,044 2,422,901 勤務費用 302,546 303,999 利息費用 2,087 2,180 数理計算上の差異の発生額 18,448 4,319 187,749 退職給付の支払額 245,143 過去勤務費用の発生額 1,567 その他 1,476 1,567 2,422,901 退職給付債務の期末残高 2,479,619

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

| | | (1 1 3 / |
|---------------------|----------------|----------------|
| | 第35期 | 第36期 |
| | (2020年3月31日現在) | (2021年3月31日現在) |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,422,901 | 2,479,619 |
| 未積立退職給付債務 | 2,422,901 | 2,479,619 |
| 未認識数理計算上の差異 | 130,155 | 84,264 |
| 未認識過去勤務費用 | 173,798 | 102,868 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,118,947 | 2,292,486 |
| | | |
| 退職給付引当金 | 2,118,947 | 2,292,486 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,118,947 | 2,292,486 |
| | | |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | | (十円) |
|-----------------|---------------|---------------|
| | 第35期 | 第36期 |
| | (自 2019年4月 1日 | (自 2020年4月 1日 |
| | 至 2020年3月31日) | 至 2021年3月31日) |
| 勤務費用 | 302,546 | 303,999 |
| 利息費用 | 2,087 | 2,180 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 38,861 | 41,571 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 69,519 | 69,362 |
| その他 | 11,303 | 7,720 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 401,711 | 409,394 |

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、当事業年度において48,755千円を営業外費用に 計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第35期 | |
|-------|----------------|----------------|
| | (2020年3月31日現在) | (2021年3月31日現在) |
| 割引率 | 0.09% | 0.09% |
| 予想昇給率 | 1.00% ~ 4.42% | 1.00% ~ 3.76% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103,477千円、当事業年度100,806千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第35期 | 第36期 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| | <u>(2020年3月31日現在)</u> | <u>(2021年3月31日現在)</u> |
| 繰延税金資産 | (千円) | (千円) |
| 未払事業税 | 221,053 | 260,377 |
| 未払事業所税 | 10,778 | 10,711 |
| 賞与引当金 | 420,513 | 547,974 |
| 未払法定福利費 | 78,439 | 92,748 |
| 未払給与 | 10,410 | 8,535 |
| 受取負担金 | 47,781 | - |
| 運用受託報酬 | 331,395 | 1,410,516 |
| 資産除去債務 | 14,116 | 18,079 |
| 減価償却超過額(一括償却資産) | 50,942 | 25,808 |
| 減価償却超過額 | 82,684 | 51,986 |
| 繰延資産償却超過額(税法上) | 323,132 | 301,965 |
| 退職給付引当金 | 648,821 | 701,959 |
| 時効後支払損引当金 | 53,321 | 48,362 |
| ゴルフ会員権評価損 | 7,360 | 7,360 |
| 関係会社株式評価損 | 166,740 | 166,740 |
| 投資有価証券評価損 | 28,976 | 28,976 |
| その他 | 11,532 | 5,283 |
| その他有価証券評価差額金 | 3 | 2 |
| 繰延税金資産小計 | 2,508,004 | 3,676,823 |
| 評価性引当額 | | - |
| 繰延税金資産合計 | 2,508,004 | 3,676,823 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | - |
| 繰延税金負債合計 | | - |
| 繰延税金資産の純額 | 2,508,004 | 3,676,823 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM | MHAM | ТВ | 新光投信 |
|--------|----------------------|-------|----------------------|------|
| 事業の内容 | 投資運用業務、投 資助言・代理業務 | 0,000 | 信託業務、銀行業 務、投資運用業務 | |

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、 吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 9 · ** / / / / / / / / / / / / / / / / / / | | 1 0 2 1 0 1 0 1 |
|---|--------|-----------------|
| ۵۲ 4 | DIAM | MHAM |
| 会社名 | (存続会社) | (消滅会社) |
| 合併比率(*) | 1 | 0.0154 |

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結 合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月 13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下 の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円 取得原価 144.212.500千円

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額 76,224,837千円

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた b. 発生原因 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計

> 11,605,537千円 うち現金・預金 うち金銭の信託 11,792,364千円

b.負債の額 負債合計 9,256,209千円

> うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。

40.451.657千円

(4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種 類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

| , | | |
|---|------------------|------------------|
| | 第35期 | 第36期 |
| (| (2020年3月31日現在) | (2021年3月31日現在) |
| 流動資産 | - 千円 | - 千円 |
| 固定資産 | 94,605,736千円 | 84,609,003千円 |
| 資産合計 | 94,605,736千円 | 84,609,003千円 |
| 流動負債 | - 千円 | - 千円 |
| 固定負債 | 8,278,713千円 | 5,570,814千円 |
| 負債合計 | 8,278,713千円 | 5,570,814千円 |
| 純資産 | 86,327,023千円 | 79,038,188千円 |
| (注)固定資産及び資産合計に | は、のれん及び顧客関連 | 資産の金額が含まれております。 |
| 0 to 1 | 62 00F 404 T III | 50 074 040 T III |

のれん 62,885,491千円 59,074,249千円 顧客関連資産 34,810,031千円 29,793,358千円

(2)損益計算書項目

| , , | 第35期 | 第36期 |
|-----------------|---------------|---------------|
| (| 自 2019年4月 1日 | (自 2020年4月 1日 |
| | 至 2020年3月31日) | 至 2021年3月31日) |
| 営業収益 | - 千円 | - 千円 |
| 営業利益 | 8,954,439千円 | 8,823,626千円 |
| 経常利益 | 8,954,439千円 | 8,823,626千円 |
| 税引前当期純利益 | 9,111,312千円 | 8,823,626千円 |
| 当期純利益 | 7,536,465千円 | 7,288,834千円 |
| 1株当たり当期純利益 | 188,411円64銭 | 182,220円85銭 |
| (注)営業利益には、のれん及び | 「顧客関連資産の償却額 | が含まれております。 |
| のれんの償却額 | 3,811,241千円 | 3,811,241千円 |
| 顧客関連資産の償却額 | 5,149,555千円 | 5,016,672千円 |

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等 第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当はありません。

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等 第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当はありません。

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| _ | 20%3 (H = | | <u> </u> | | | | | | | | |
|-----|------------|------------|--------------|------------|-----------|-----|------|----------------------|--------------|-----------|--------------|
| | 人社等の | <i>\</i> | | 事業の | | | 系内容 | 即引の中容 | ᄪᄀᆚᄼᇶᇙ | 11 🗆 | ᄪᆂᅷᆕ |
| 属 | | 住所 | | 内容又 は職業 | 有(被 | 役員の | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
| 性 | | | | | 所有) 割合 | 兼任等 | の関係 | | | | |
| | | | | | I | | | | | | |
| 2 | 株式会社みずほ銀 | 東京都 千代田 | 14,040 億円 | 銀行業 | 1 | - | | 投資信託の 販売代行手 | | 未払 手数料 | 1,112,061 |
| 社 | 行 | 区 | | | | | の販売 | 数料 | | | |
| の子会 | みずほ証 | | | 証券業 | 1 | 1 | 投資信託 | 投資信託の 販売代行手 数料 | 10,294,840 | 未払 手数料 | 1,231,431 |

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| <u></u> | <u> </u> | | <u> </u> | | | | | | | | |
|---------|-------------------|-----------------|-------------|-------------------|-----|------------------|-------------------|----------------------|--------------|-----------|-----------|
| 属性 | 会社等の 名称 | 住所 | 又は | 事業の 内容又 は職業 | 等の所 | 関係 役員の 兼任等 | 系内容 事業上 の関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
| 会社 | 株式会社 みずほ銀 行 | | | 銀行業 | - | - | | 投資信託の 販売代行手 数料 | | 未払 手数料 | 1,457,765 |
| の子会社 | みずほ証 券株式会 社 | 東京都 千代田 区 | 1,251 億円 | 証券業 | - | - | | 投資信託の 販売代行手 数料 | | 未払 手数料 | 2,524,882 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

(1株当たり情報)

| | 第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) | 第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 1,780,683円32銭 | 1,833,828円44銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 375,125円27銭 | 353,145円08銭 |

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) | 第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日) |
|--------------------------------|--|--|
| 当期純利益金額 | 15,005,011千円 | 14,125,803千円 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額 | - | ı |
| 普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額 | 15,005,011千円 | 14,125,803千円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 | 40,000株 | 40,000株 |
| (うち普通株式) | (24,490株) | (24,490株) |
| (うちA種種類株式) | (15,510株) | (15,510株) |

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜 させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとし て内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいま す。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数 を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体と して政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引 または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項 該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

| 名称 | みずほ信託銀行株式会社 |
|-------|---------------------------|
| 資本金の額 | 247,369百万円 (2021年3月末日現在) |
| 事業の内容 | 日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。 |

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

| 級元去社の日本、資本金の語のより事業的日は次下の通りです。 | | | | |
|-------------------------------|---------------|---------------------------------------|--|--|
| 名 称 | ・ (単位:百万円) | 事業の内容 | | |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,404,065 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社みちのく銀行(1) | 36,986 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社北都銀行 | 12,500 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社横浜銀行 | 215,628 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社第四北越銀行 | 32,776 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社富山銀行(2) | 6,730 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社清水銀行(2) | 10,816 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社三十三銀行(2) | 37,400 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社京都銀行 | 42,103 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社池田泉州銀行(2) | 61,385 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社百十四銀行(2) | 37,322 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社四国銀行(2) | 25,000 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社筑邦銀行(3) | 8,000 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社肥後銀行 | 18,128 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369 | 日本において銀行業務および信託業務を営んで います。 | | |
| 株式会社北日本銀行 | 7,761 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社大東銀行(3) | 14,743 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社神奈川銀行(3) | 6,191 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社名古屋銀行 | 25,090 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社トマト銀行(2) | 17,810 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社愛媛銀行(1) | 21,367 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社高知銀行 | 19,544 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 株式会社南日本銀行(3) | 16,601 | 日本において銀行業務を営んでおります。 | | |
| 第一勧業信用組合 | (4) 15,487 | 協同組合による金融事業に関する法律に基づき 金融事業を営んでいます。 | | |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでおります。 | | |
| 九州FG証券株式会社 | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでおります。 | | |
| 楽天証券株式会社 | (5)7,495 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでおります。 | | |
| 東海東京証券株式会社(3) | 6,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでおります。 | | |
| 浜銀TT証券株式会社 | 3,307 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでおります。 | | |
| ひろぎん証券株式会社(2) | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでおります。 | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 10,858 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでおります。 | | |

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| 松井証券株式会社(3) | 11,945 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
|-------------|--------|--------------------------------------|
| 丸國證券株式会社 | 601 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでおります。 |
| 三豊証券株式会社 | 300 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでおります。 |

(注)資本金の額は2021年3月末日現在

- (1) < 為替ヘッジなし > の新規の取得のお申込みの取扱いを行っておりません。なお、 < 為替ヘッジあり > の取扱いはありません。
- (2)新規の取得のお申込みの取扱いを行っておりません。
- (3) < 為替ヘッジあり > の取扱いはありません。
- (4) 出資の総額
- (5)2020年12月31日現在

(3)投資顧問会社

| 名称 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー |
|-------|--|
| 資本金の額 | 49百万米ドル (2020年12月末日現在) |
| 事業の内容 | 米国において、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯 関連する一切の業務を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を 行います。

(2) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならび に収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

各ファンドが主要投資対象とする米国好配当株式マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

| 提出年月日 | 提出書類 |
|------------|---------|
| 2021年4月5日 | 臨時報告書 |
| 2021年6月22日 | 有価証券報告書 |
| 2021年6月22日 | 有価証券届出書 |
| 2021年7月6日 | 臨時報告書 |

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

アセットマネジメントOne株式会社 取締役。会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 印業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

(注1)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジありの2021年3月23日から2021年9月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジありの2021年9月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財 務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

アセットマネジメント One 株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなしの2021年3月23日から2021年9月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM米国好配当株式ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなしの2021年9月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。